

福岡県国土利用計画（第四次）

参 考 資 料

目 次

1	地域区分図.....	1
2	人口及び世帯数の推移	3
	(1)人口の推移.....	3
	(2)世帯数の推移	3
	(3)人口動態	4
	(4)人口及び世帯数の将来設定	5
3	福岡県国土利用計画（第四次）の地域別の目標値.....	6
4	利用区分別の面積の推移.....	7
	(1)利用区分別の面積の推移.....	7
	(2)利用区分別の構成比の推移	7
5	地域別にみた利用区分別の面積の推移.....	8
	(1)農用地	8
	(2)森林、原野.....	9
	(3)水面・河川・水路.....	10
	(4)道路.....	11
	(5)宅地.....	12
	(6)その他	13
	(7)市街地	13
6	県内の主要経済・産業の指標	14
	(1)通勤の動向.....	14
	(2)市町村内総生産.....	15
	(3)産業大分類別にみた事業所数・従業者数	16
	(4)製造業	16
	(5)商業.....	17
	(6)農業.....	17
7	第4 地域別の措置の具体例	18
	(1)福岡地域	18
	(2)筑後地域	19
	(3)筑豊地域	20
	(4)北九州地域.....	21
8	福岡県国土利用計画（第四次）の策定経緯.....	22
9	福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針.....	24
10	福岡県国土利用計画（第4次：仮称）（案）作成要領.....	27
11	福岡県国土利用計画（第四次）（案）についての意見聴取及び答申	29
12	関係例規等	31
	(1)国土利用計画法（抄）	31
	(2)国土利用計画法施行令（抄）	33

(3)福岡県国土利用計画審議会条例及び委員名簿	34
(4)福岡県国土利用計画審議会特別委員会設置要領及び委員名簿.....	35
13 福岡県国土利用計画（第四次）の用語解説.....	37
『県土の利用区分及びその定義』	37
『あ行』	38
『か行』	40
『さ行』	47
『た行』	49
『な行』	53
『は行』	55
『ま行』	57
『や行』	58
『ら行』	58
14 国土利用計画（全国計画）	60
前文	60
1．国土の利用に関する基本構想.....	61
2．国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	68
3． 2．に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	71
15 平成21年2月定例県議会総務企画地域振興委員会で	
第58号議案（福岡県国土利用計画（第四次）の決定について）に対して付された附帯決議	77

1 地域区分図

福岡県の位置

極東（築上郡上毛町大字上唐原）	東経 131 度 11 分
極西（糸島郡二丈町大字鹿家）	東経 130 度 02 分
極南（大牟田市東萩尾町）	北緯 33 度 00 分
極北（宗像市沖ノ島）	北緯 34 度 15 分

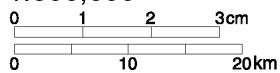
行政区画

28 市（14 区）34 町 4 村

地 区	対象市郡（町村）
福 岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、朝倉市 筑紫郡（那珂川町）、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、糸島郡（二丈町、志摩町） （10 市 11 町 1 村）
筑 後	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市 三井郡（大刀洗町）、三潞郡（大木町）、八女郡（黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村） （9 市 5 町 2 村）
筑 豊	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市 鞍手郡（小竹町、鞍手町）、嘉穂郡（桂川町）、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町） （5 市 9 町 1 村）
北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市 遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、京都郡（荻田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町、築上町） （4 市 9 町）

福岡県

1:600,000



MAPIO/Royalty Free Digital Maps ©NijiX



2 人口及び世帯数の推移

(1)人口の推移

表 福岡県の地域別人口の推移

(単位：人、％)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	福岡県計	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908
	福岡地域	1,795,747	1,939,788	2,080,127	2,211,561	2,328,007	2,414,557
	筑後地域	874,099	882,371	876,072	877,190	869,704	856,067
	筑豊地域	491,250	499,835	490,685	483,865	465,736	450,141
	北九州地域	1,392,365	1,397,265	1,364,166	1,360,777	1,352,252	1,329,143
構成比	福岡県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	福岡地域	39.4	41.1	43.2	44.8	46.4	47.8
	筑後地域	19.2	18.7	18.2	17.8	17.3	17.0
	筑豊地域	10.8	10.6	10.2	9.8	9.3	8.9
	北九州地域	30.6	29.6	28.4	27.6	27.0	26.3
対増前加率	福岡県計	-	3.6	1.9	2.5	1.7	0.7
	福岡地域	-	8.0	7.2	6.3	5.3	3.7
	筑後地域	-	0.9	▲ 0.7	0.1	▲ 0.9	▲ 1.6
	筑豊地域	-	1.7	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 3.7	▲ 3.3
	北九州地域	-	0.4	▲ 2.4	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 1.7

資料) 総務省「国勢調査報告」

(2)世帯数の推移

表 福岡県の地域別世帯数の推移

(単位：人、％)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	福岡県計	1,425,791	1,518,580	1,639,213	1,782,911	1,917,721	2,009,911
	福岡地域	594,718	657,814	748,192	842,390	935,648	1,007,672
	筑後地域	234,104	243,396	254,777	269,996	283,573	293,906
	筑豊地域	151,682	157,619	162,162	167,772	169,999	171,333
	北九州地域	445,287	459,751	474,082	502,753	528,501	537,000
構成比	福岡県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	福岡地域	41.7	43.3	45.6	47.2	48.8	50.1
	筑後地域	16.4	16.0	15.5	15.1	14.8	14.6
	筑豊地域	10.6	10.4	9.9	9.4	8.9	8.5
	北九州地域	31.2	30.3	28.9	28.2	27.6	26.7
対増前加率	福岡県計	-	6.5	7.9	8.8	7.6	4.8
	福岡地域	-	10.6	13.7	12.6	11.1	7.7
	筑後地域	-	4.0	4.7	6.0	5.0	3.6
	筑豊地域	-	3.9	2.9	3.5	1.3	0.8
	北九州地域	-	3.2	3.1	6.0	5.1	1.6

資料) 総務省「国勢調査報告」

(3)人口動態

表 福岡県の人口動態

(単位：人、％)

			平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
自然 動態	増減数	福岡県計	11,215	11,096	8,015	8,091	9,361	8,069	5,661	4,708	2,812	1,606
		福岡地域	10,355	9,963	8,935	8,966	9,258	8,991	8,168	7,870	7,157	6,447
		筑後地域	746	664	232	266	366	103	▲ 680	▲ 780	▲ 1,207	▲ 1,558
		筑豊地域	▲ 1,074	▲ 917	▲ 1,488	▲ 1,293	▲ 938	▲ 1,249	▲ 1,391	▲ 1,581	▲ 1,757	▲ 1,698
		北九州地域	1,188	1,386	336	152	675	224	▲ 436	▲ 801	▲ 1,381	▲ 1,585
	増減率	福岡県計	0.23	0.23	0.16	0.16	0.19	0.16	0.11	0.09	0.06	0.03
		福岡地域	0.48	0.45	0.40	0.40	0.41	0.39	0.36	0.34	0.31	0.27
		筑後地域	0.08	0.08	0.03	0.03	0.04	0.01	▲ 0.08	▲ 0.09	▲ 0.14	▲ 0.18
		筑豊地域	▲ 0.22	▲ 0.19	▲ 0.31	▲ 0.27	▲ 0.20	▲ 0.26	▲ 0.29	▲ 0.34	▲ 0.38	▲ 0.37
		北九州地域	0.09	0.10	0.02	0.01	0.05	0.02	▲ 0.03	▲ 0.06	▲ 0.10	▲ 0.12
社会 動態	増減数	福岡県計	13,515	9,408	6,989	4,156	2,180	3,198	5,437	4,559	8,026	3,327
		福岡地域	19,353	15,393	13,115	9,599	8,957	10,276	11,513	11,000	12,400	9,467
		筑後地域	▲ 1,071	▲ 2,043	▲ 2,065	▲ 1,142	▲ 1,797	▲ 1,642	▲ 2,173	▲ 1,859	▲ 1,791	▲ 2,422
		筑豊地域	▲ 1,929	▲ 2,050	▲ 1,625	▲ 1,481	▲ 1,290	▲ 1,679	▲ 1,247	▲ 1,618	▲ 1,206	▲ 1,235
		北九州地域	▲ 2,838	▲ 1,892	▲ 2,436	▲ 2,820	▲ 3,690	▲ 3,757	▲ 2,656	▲ 2,964	▲ 1,377	▲ 2,483
	増減率	福岡県計	0.28	0.19	0.14	0.08	0.04	0.06	0.11	0.09	0.16	0.07
		福岡地域	0.89	0.70	0.59	0.43	0.40	0.45	0.50	0.47	0.53	0.40
		筑後地域	▲ 0.12	▲ 0.23	▲ 0.23	▲ 0.13	▲ 0.20	▲ 0.19	▲ 0.25	▲ 0.21	▲ 0.21	▲ 0.28
		筑豊地域	▲ 0.39	▲ 0.42	▲ 0.34	▲ 0.31	▲ 0.27	▲ 0.35	▲ 0.26	▲ 0.34	▲ 0.26	▲ 0.27
		北九州地域	▲ 0.21	▲ 0.14	▲ 0.18	▲ 0.21	▲ 0.27	▲ 0.28	▲ 0.20	▲ 0.22	▲ 0.10	▲ 0.19

注) 自然増減数 = 出生数 - 死亡数

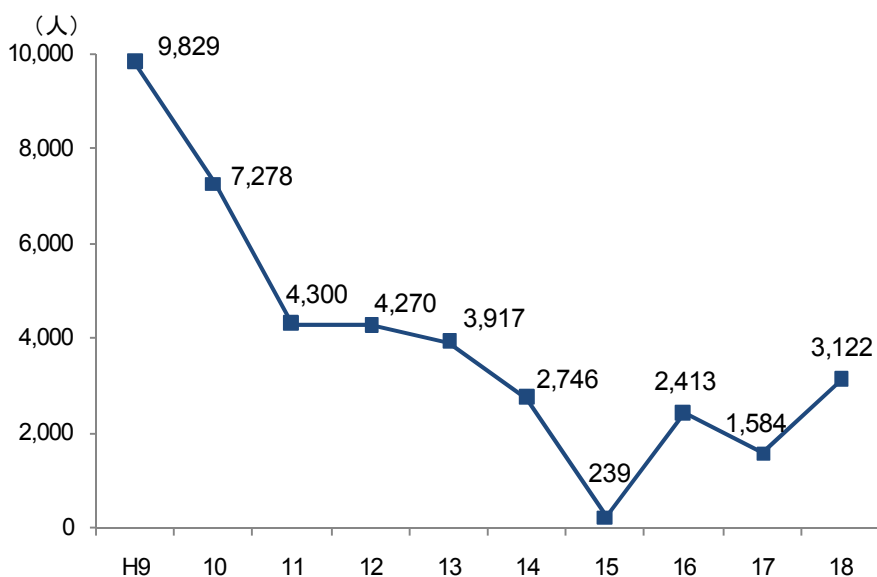
社会増減数 = 転入数 - 転出数 + その他増減

自然増減率 = 自然増減数 / 前年度末日の人口 × 100

社会増減率 = 社会増減数 / 前年度末日の人口 × 100

資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図 福岡県の転入超過数の推移



資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(4)人口及び世帯数の将来設定

表 設定人口数

(単位：人、%)

		平成17年	平成29年	増減数
人口数	福岡県計	5,049,908	5,157,278	107,370
	福岡地域	2,414,557	2,521,927	107,370
	筑後地域	856,067	856,067	0
	筑豊地域	450,141	450,141	0
	北九州地域	1,329,143	1,329,143	0
増減率	福岡県計	—	2.1	
	福岡地域	—	4.4	
	筑後地域	—	0.0	
	筑豊地域	—	0.0	
	北九州地域	—	0.0	

注) 土地利用は、人口減よりも人口増の場合に、転換等調整すべき事項がより多く生じることから、前提とすべき将来人口は、最も増えた場合を想定して設定している。

福岡地域 これまでの増加率を勘案して上限人口を設定
筑後地域、筑豊地域及び北九州地域 現状人口を上限人口として設定

表 設定世帯数

(単位：人、%)

		平成17年	平成29年	増減数
世帯数	福岡県計	2,009,911	2,122,592	112,681
	福岡地域	1,007,672	1,102,446	94,774
	筑後地域	293,906	306,676	12,770
	筑豊地域	171,333	172,706	1,373
	北九州地域	537,000	540,764	3,764
増減率	福岡県計	—	5.6	
	福岡地域	—	9.4	
	筑後地域	—	4.3	
	筑豊地域	—	0.8	
	北九州地域	—	0.7	

注) これまでの増加率を勘案して設定

3 福岡県国土利用計画(第四次)の地域別の目標値

(単位:ha、%)

利用区分	福岡地域				筑後地域				筑豊地域				北九州地域												
	平成16年	平成29年	増減面積	構成比		平成16年	平成29年	増減面積	構成比		平成16年	平成29年	増減面積	構成比		平成16年	平成29年	増減面積							
				16年	29年				16年	29年				16年	29年										
農用地	22,970	20,530	△ 2,440	15.0%	13.4%	89.4		34,740	△ 4,660	30.5%	26.9%	88.2	13,000	12,550	△ 450	13.2%	12.7%	96.5	15,540	14,990	△ 550	13.4%	12.8%	96.5	
農地	22,800	20,360	△ 2,440	14.9%	13.2%	89.3		34,740	△ 4,660	30.5%	26.9%	88.2	13,000	12,550	△ 450	13.2%	12.7%	96.5	15,400	14,850	△ 550	13.3%	12.7%	96.4	
採草放牧地	170	170	0	0.1%	0.1%	100.0		0	0	0.0%	0.0%	100.0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0	140	140	0	0.1%	0.1%	100.0	
森林	68,930	68,930	0	44.9%	44.9%	100.0		46,780	0	36.2%	36.2%	100.0	52,960	52,960	0	53.8%	53.8%	100.0	53,900	53,900	0	46.4%	46.1%	100.0	
原野	50	50	0	0.0%	0.0%	100.0		40	0	0.0%	0.0%	100.0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0	100	100	0	0.1%	0.1%	100.0	
水面・河川・水路	4,740	4,990	250	3.1%	3.2%	105.3		7,500	7,620	120	5.8%	5.9%	101.6	4,430	4,510	80	4.5%	4.6%	101.8	4,230	4,440	210	3.6%	3.8%	105.0
水面	1,250	1,530	280	0.8%	1.0%	122.4		440	460	20	0.3%	0.4%	104.5	870	870	0	0.9%	0.9%	100.0	960	1,080	120	0.8%	0.9%	112.5
河川	2,500	2,540	40	1.6%	1.7%	101.6		4,590	4,640	50	3.5%	3.6%	101.1	2,890	2,910	20	2.9%	3.0%	100.7	2,530	2,570	40	2.2%	2.2%	101.6
水路	990	930	△ 60	0.6%	0.6%	93.9		2,470	2,520	50	1.9%	1.9%	102.0	670	730	60	0.7%	0.7%	109.0	740	780	40	0.6%	0.7%	105.4
道路	10,260	11,760	1,500	6.7%	7.7%	114.6		7,250	8,530	1,280	5.6%	6.6%	117.7	5,010	5,540	530	5.1%	5.6%	110.6	7,060	7,860	800	6.1%	6.7%	111.3
一般道路	9,200	10,600	1,400	6.0%	6.9%	115.2		6,530	7,700	1,170	5.0%	6.0%	117.9	4,130	4,700	570	4.2%	4.8%	113.8	6,180	7,000	820	5.3%	6.0%	113.3
農道	400	440	40	0.3%	0.3%	110.0		320	350	30	0.2%	0.3%	109.4	610	550	△ 60	0.6%	0.6%	90.2	530	450	△ 80	0.5%	0.4%	84.9
林道	660	720	60	0.4%	0.5%	109.1		400	480	80	0.3%	0.4%	120.0	270	290	20	0.3%	0.3%	107.4	350	410	60	0.3%	0.4%	117.1
宅地	25,480	28,570	3,090	16.6%	18.6%	112.1		15,230	16,300	1,070	11.8%	12.6%	107.0	10,040	10,240	200	10.2%	10.4%	102.0	20,590	22,250	1,660	17.7%	19.0%	108.1
住宅地	15,830	17,510	1,680	10.3%	11.4%	110.6		9,720	10,180	460	7.5%	7.9%	104.7	6,560	6,620	60	6.7%	6.7%	100.9	10,910	11,010	100	9.4%	9.4%	100.9
工業用地	780	860	80	0.5%	0.6%	110.3		840	930	90	0.6%	0.7%	110.7	800	960	160	0.8%	1.0%	120.0	3,330	3,670	340	2.9%	3.1%	110.2
その他の宅地	8,870	10,200	1,330	5.8%	6.6%	115.0		4,670	5,190	520	3.6%	4.0%	111.1	2,680	2,660	△ 20	2.7%	2.7%	99.3	6,350	7,570	1,220	5.5%	6.5%	119.2
その他	21,070	18,860	△ 2,210	13.7%	12.3%	89.5		13,160	15,350	2,190	10.2%	11.9%	116.6	12,980	12,650	△ 330	13.2%	12.8%	97.5	14,790	13,300	△ 1,490	12.7%	11.4%	89.9
合計	153,500	153,690	190	100%	100%	100.1		129,360	129,360	0	100%	100%	100.0	98,420	98,450	30	100%	100%	100.0	116,210	116,840	630	100%	100%	100.5
市街地	24,920	24,820	△ 100	16.2%	16.1%	99.6		7,970	8,270	300	6.2%	6.4%	103.8	3,330	3,170	△ 160	3.4%	3.2%	95.2	19,750	20,550	800	17.0%	17.6%	104.1

注) 四捨五入の関係で計と内訳が一致しないものがある。

4 利用区分別の面積の推移

(1)利用区分別の面積の推移

表 利用区分別の面積の推移

(単位：ha)

利用区分	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
農用地	100,238	99,038	97,738	96,438	95,438	94,713	93,513	92,613	91,713	90,913	90,213
農地	99,900	98,700	97,400	96,100	95,100	94,400	93,200	92,300	91,400	90,600	89,900
田	76,300	75,700	74,900	73,800	73,100	72,500	71,900	71,300	70,800	70,300	69,800
畑	23,600	23,000	22,500	22,300	22,000	21,800	21,300	20,900	20,600	20,300	20,100
採草放牧地	338	338	338	338	338	313	313	313	313	313	313
森林	224,650	223,504	223,504	223,168	223,266	223,266	223,339	223,339	223,222	222,569	222,569
国有林	25,553	25,559	25,559	25,558	25,705	25,705	25,693	25,693	25,681	25,137	25,137
民有林	199,097	197,945	197,945	197,610	197,561	197,561	197,646	197,646	197,541	197,433	197,433
原野	189	189	189	188	188	188	188	188	188	188	188
水面・河川・水路	20,732	20,866	20,917	20,867	20,864	20,856	20,912	20,883	20,904	20,904	21,003
水面	3,452	3,472	3,495	3,495	3,498	3,498	3,521	3,521	3,521	3,521	3,544
河川	12,408	12,424	12,435	12,443	12,463	12,477	12,494	12,503	12,508	12,508	12,528
水路	4,872	4,970	4,987	4,929	4,903	4,881	4,897	4,859	4,875	4,875	4,931
道路	27,368	27,510	27,877	28,262	28,246	28,737	29,006	29,372	29,410	29,578	30,031
一般道路	23,747	24,033	24,301	24,514	24,612	25,038	25,305	25,691	25,745	26,038	26,478
農道	1,988	1,989	2,060	2,139	2,012	2,058	2,055	2,020	1,988	1,863	1,863
林道	1,633	1,488	1,516	1,609	1,622	1,641	1,646	1,661	1,677	1,677	1,690
宅地	64,963	65,473	66,070	66,668	67,018	67,408	68,087	68,449	70,939	71,341	71,684
住宅地	38,654	39,085	39,474	39,783	39,993	40,257	40,829	41,099	42,742	43,014	43,297
工業用地	6,164	6,113	6,135	6,119	6,070	5,991	5,975	5,880	5,744	5,753	6,041
その他の宅地	20,145	20,275	20,461	20,766	20,955	21,160	21,283	21,470	22,453	22,574	22,346
その他	58,596	60,176	60,499	61,312	61,935	61,905	62,184	62,426	60,991	62,000	61,924
市街地(別掲)	54,870	54,870	54,870	54,870	54,870	55,735	55,735	55,735	55,735	55,735	55,965

注) 四捨五入の関係で計と内訳が一致しないものがある。

(2)利用区分別の構成比の推移

表 利用区分別の構成比の推移

(単位：%)

利用区分	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農用地	20.2	19.9	19.7	19.4	19.2	19.1	18.8	18.6	18.4	18.3	18.1
農地	20.1	19.9	19.6	19.3	19.1	19.0	18.7	18.6	18.4	18.2	18.1
田	15.4	15.2	15.1	14.9	14.7	14.6	14.5	14.3	14.2	14.1	14.0
畑	4.8	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0
採草放牧地	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
森林	45.2	45.0	45.0	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.7	44.7
国有林	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1
民有林	40.1	39.8	39.8	39.8	39.8	39.7	39.7	39.7	39.7	39.7	39.7
原野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
水面	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
河川	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
水路	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
道路	5.5	5.5	5.6	5.7	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	6.0
一般道路	4.8	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.1	5.2	5.2	5.2	5.3
農道	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
林道	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
宅地	13.1	13.2	13.3	13.4	13.5	13.6	13.7	13.8	14.3	14.3	14.4
住宅地	7.8	7.9	7.9	8.0	8.0	8.1	8.2	8.3	8.6	8.6	8.7
工業用地	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
その他の宅地	4.1	4.1	4.1	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.5	4.5	4.5
その他	11.8	12.1	12.2	12.3	12.5	12.5	12.5	12.6	12.3	12.5	12.4
市街地(別掲)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2

資料) 広域地域振興課調べ

5 地域別にみた利用区分別の面積の推移

(1)農用地

表 農用地の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	100,238	99,038	97,738	96,438	95,438	94,713	93,513	92,613	91,713	90,913	90,213	100.0
福岡地域	26,080	25,780	25,480	24,880	24,480	24,171	23,671	23,371	23,171	22,971	22,771	25.2
筑後地域	43,000	42,400	41,700	41,300	41,000	40,900	40,600	40,200	39,700	39,400	38,950	43.2
筑豊地域	13,800	13,700	13,600	13,500	13,400	13,300	13,200	13,200	13,100	13,000	12,950	14.4
北九州地域	17,358	17,158	16,958	16,758	16,558	16,342	16,042	15,842	15,742	15,542	15,542	17.2

表 田の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	76,300	75,700	74,900	73,800	73,100	72,500	71,900	71,300	70,800	70,300	69,800	100.0
福岡地域	19,500	19,300	19,100	18,600	18,400	18,200	18,000	17,900	17,700	17,600	17,500	25.1
筑後地域	30,300	30,100	29,700	29,400	29,200	29,100	28,900	28,700	28,400	28,300	27,950	40.0
筑豊地域	11,800	11,700	11,700	11,600	11,500	11,400	11,400	11,300	11,300	11,200	11,150	16.0
北九州地域	14,700	14,600	14,400	14,200	14,000	13,800	13,600	13,500	13,400	13,200	13,200	18.9

表 畑の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	23,600	23,000	22,500	22,300	22,000	21,800	21,300	20,900	20,600	20,300	20,100	100.0
福岡地域	6,400	6,300	6,200	6,100	5,900	5,800	5,500	5,300	5,300	5,200	5,100	25.4
筑後地域	12,700	12,300	12,000	11,900	11,800	11,800	11,700	11,500	11,300	11,100	11,000	54.7
筑豊地域	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900	1,800	1,900	1,800	1,800	1,800	9.0
北九州地域	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	10.9

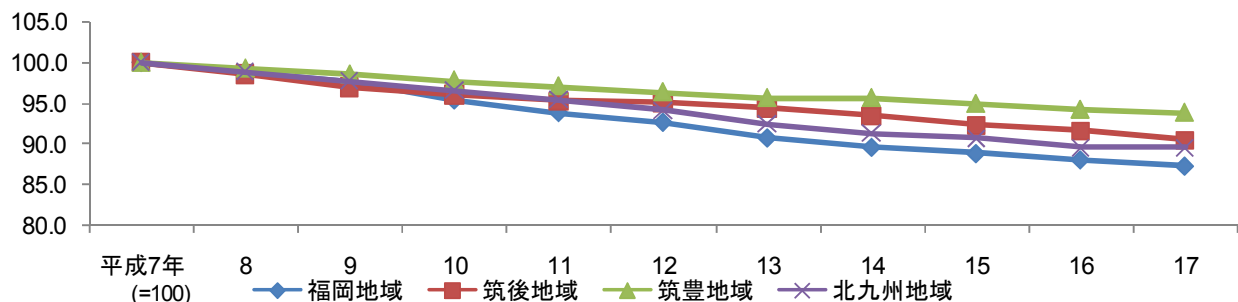
表 採草放牧地の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	338	338	338	338	338	313	313	313	313	313	313	100.0
福岡地域	180	180	180	180	180	171	171	171	171	171	171	54.6
筑後地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
筑豊地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
北九州地域	158	158	158	158	158	142	142	142	142	142	142	45.4

注) 農用地・田・畑の面積については、四捨五入の関係で計と内訳が一致しないものがある。

図 農用地の地域別面積の推移（平成7年＝100）



資料) 広域地域振興課調べ

(2)森林、原野

表 森林の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	224,650	223,504	223,504	223,168	223,266	223,266	223,339	223,339	223,222	222,569	222,569	100.0
福岡地域	69,829	69,858	69,858	69,736	69,551	69,551	69,612	69,612	69,586	68,933	68,932	31.0
筑後地域	47,022	47,002	47,002	46,798	46,857	46,857	46,878	46,878	46,780	46,780	46,780	21.0
筑豊地域	53,394	53,079	53,079	53,071	53,070	53,070	52,951	52,951	52,959	52,959	52,959	23.8
北九州地域	54,406	53,566	53,566	53,566	53,788	53,788	53,899	53,899	53,899	53,899	53,899	24.2

表 国有林の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	25,553	25,559	25,559	25,558	25,705	25,705	25,693	25,693	25,681	25,137	25,137	100.0
福岡地域	11,629	11,658	11,658	11,658	11,651	11,651	11,651	11,651	11,640	11,096	11,095	44.1
筑後地域	991	971	971	971	1,015	1,015	1,015	1,015	1,007	1,007	1,007	4.0
筑豊地域	6,383	6,362	6,362	6,362	6,362	6,362	6,357	6,357	6,364	6,364	6,364	25.3
北九州地域	6,552	6,569	6,569	6,569	6,679	6,679	6,672	6,672	6,672	6,672	6,672	26.5

表 民有林の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	199,097	197,945	197,945	197,610	197,561	197,561	197,646	197,646	197,541	197,433	197,433	100.0
福岡地域	58,201	58,201	58,201	58,079	57,902	57,902	57,962	57,962	57,947	57,838	57,838	29.3
筑後地域	46,031	46,031	46,031	45,827	45,842	45,842	45,863	45,863	45,774	45,774	45,774	23.2
筑豊地域	47,012	46,718	46,718	46,709	46,708	46,708	46,595	46,595	46,595	46,595	46,595	23.6
北九州地域	47,854	46,996	46,996	46,996	47,109	47,109	47,227	47,227	47,227	47,227	47,227	23.9

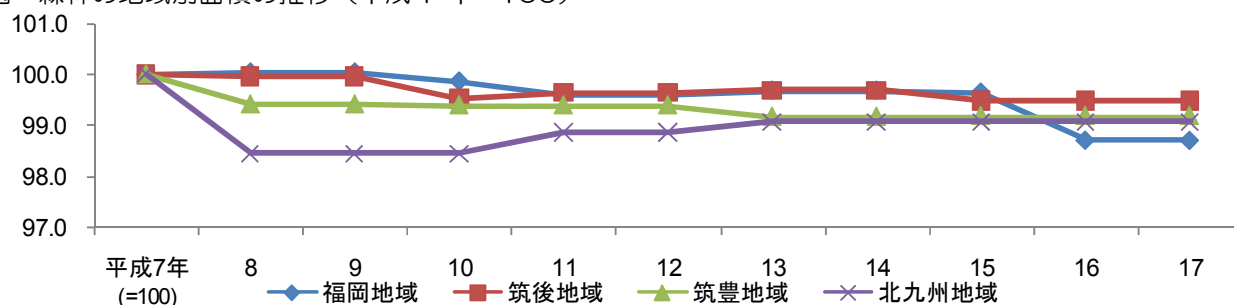
表 原野の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	189	189	189	188	188	188	188	188	188	188	188	100.0
福岡地域	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	23.4
筑後地域	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	21.3
筑豊地域	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1.1
北九州地域	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	54.3

注) 森林・国有林・民有林の面積については、四捨五入の関係で計と内訳が一致しないものがある。

図 森林の地域別面積の推移（平成7年＝100）



資料) 広域地域振興課調べ

(3)水面・河川・水路

表 水面・河川・水路の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	20,732	20,866	20,917	20,867	20,864	20,856	20,912	20,883	20,904	20,904	21,003	100.0
福岡地域	4,737	4,746	4,750	4,723	4,718	4,723	4,749	4,742	4,746	4,746	4,764	22.7
筑後地域	7,511	7,540	7,550	7,534	7,521	7,512	7,519	7,500	7,500	7,500	7,586	36.1
筑豊地域	4,340	4,373	4,403	4,403	4,407	4,402	4,415	4,418	4,426	4,426	4,428	21.1
北九州地域	4,144	4,207	4,214	4,207	4,218	4,219	4,229	4,223	4,232	4,232	4,225	20.1

表 水面の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	3,452	3,472	3,495	3,495	3,498	3,498	3,521	3,521	3,521	3,521	3,544	100.0
福岡地域	1,228	1,228	1,228	1,228	1,231	1,231	1,254	1,254	1,254	1,254	1,277	36.0
筑後地域	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435	12.3
筑豊地域	848	848	871	871	871	871	871	871	871	871	871	24.6
北九州地域	941	961	961	961	961	961	961	961	961	961	961	27.1

表 河川の面積の推移

(単位：ha、％)

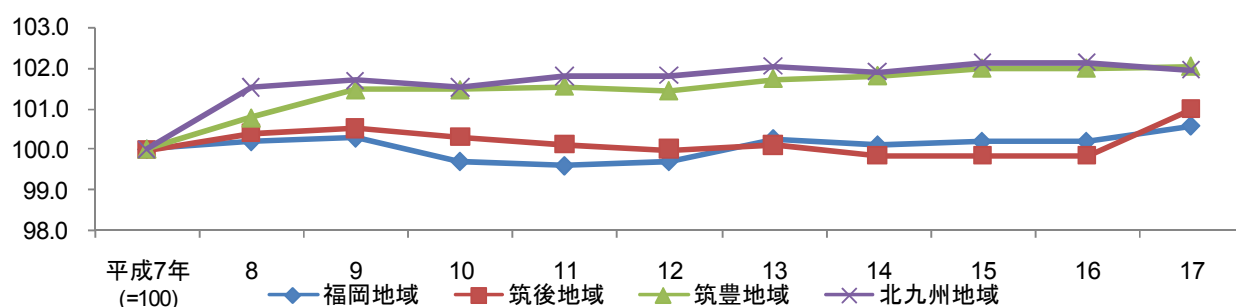
	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	12,408	12,424	12,435	12,443	12,463	12,477	12,494	12,503	12,508	12,508	12,528	100.0
福岡地域	2,471	2,475	2,479	2,481	2,484	2,491	2,493	2,496	2,499	2,499	2,503	20.0
筑後地域	4,560	4,566	4,569	4,574	4,580	4,581	4,588	4,589	4,589	4,589	4,596	36.7
筑豊地域	2,870	2,871	2,873	2,874	2,874	2,877	2,882	2,884	2,886	2,886	2,891	23.1
北九州地域	2,507	2,512	2,514	2,514	2,525	2,528	2,531	2,534	2,534	2,534	2,538	20.3

表 水路の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	4,872	4,970	4,987	4,929	4,903	4,881	4,897	4,859	4,875	4,875	4,931	100.0
福岡地域	1,038	1,043	1,043	1,014	1,003	1,001	1,002	992	993	993	984	20.0
筑後地域	2,516	2,539	2,546	2,525	2,506	2,496	2,496	2,476	2,476	2,476	2,555	51.8
筑豊地域	622	654	659	658	662	654	662	663	669	669	666	13.5
北九州地域	696	734	739	732	732	730	737	728	737	737	726	14.7

図 水面・河川・水路の地域別面積の推移（平成7年＝100）



資料）広域地域振興課調べ

(4)道路

表 道路の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	27,368	27,510	27,877	28,262	28,246	28,737	29,006	29,372	29,410	29,578	30,031	100.0
福岡地域	9,580	9,576	9,758	9,949	9,915	10,051	10,123	10,284	10,262	10,256	10,383	34.6
筑後地域	6,749	6,780	6,878	6,943	6,920	7,070	7,136	7,201	7,212	7,253	7,414	24.7
筑豊地域	4,565	4,646	4,687	4,760	4,782	4,852	4,885	4,930	4,976	5,011	5,088	16.9
北九州地域	6,474	6,508	6,554	6,610	6,629	6,764	6,862	6,957	6,960	7,058	7,146	23.8

表 一般道路の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	23,747	24,033	24,301	24,514	24,612	25,038	25,305	25,691	25,745	26,038	26,478	100.0
福岡地域	8,368	8,484	8,595	8,673	8,715	8,837	8,945	9,106	9,122	9,203	9,329	35.2
筑後地域	5,884	5,965	6,049	6,110	6,116	6,269	6,335	6,442	6,455	6,526	6,682	25.2
筑豊地域	3,805	3,828	3,865	3,913	3,930	3,994	4,027	4,063	4,084	4,132	4,204	15.9
北九州地域	5,690	5,756	5,792	5,818	5,851	5,938	5,998	6,080	6,084	6,177	6,263	23.7

表 農道の面積の推移

(単位：ha、％)

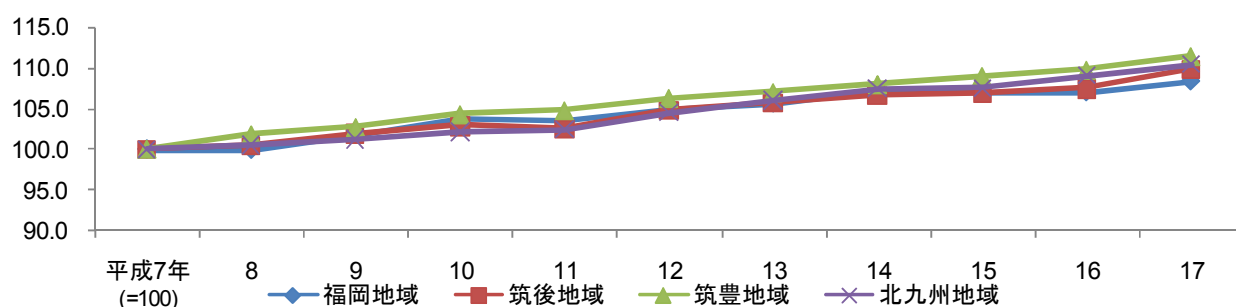
	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	1,988	1,989	2,060	2,139	2,012	2,058	2,055	2,020	1,988	1,863	1,863	100.0
福岡地域	553	504	565	637	560	569	530	530	490	398	398	21.4
筑後地域	485	456	469	458	423	413	412	365	356	323	323	17.3
筑豊地域	506	573	574	578	581	585	585	589	614	614	614	33.0
北九州地域	444	456	452	466	448	491	528	536	528	528	528	28.3

表 林道の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	1,633	1,488	1,516	1,609	1,622	1,641	1,646	1,661	1,677	1,677	1,690	100.0
福岡地域	659	588	598	639	640	645	648	648	650	655	656	38.8
筑後地域	380	359	360	375	381	388	389	394	401	404	409	24.2
筑豊地域	254	245	248	269	271	273	273	278	278	265	270	16.0
北九州地域	340	296	310	326	330	335	336	341	348	353	355	21.0

図 道路の地域別面積の推移（平成7年＝100）



資料）広域地域振興課調べ

(5)宅地

表 宅地の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	64,963	65,473	66,070	66,668	67,018	67,408	68,087	68,449	70,939	71,341	71,684	100.0
福岡地域	22,769	22,973	23,208	23,459	23,603	23,654	24,152	24,354	25,216	25,476	25,647	35.8
筑後地域	13,855	14,019	14,171	14,307	14,427	14,585	14,447	14,536	15,237	15,232	15,376	21.4
筑豊地域	9,449	9,356	9,433	9,476	9,503	9,571	9,676	9,654	9,966	10,038	9,951	13.9
北九州地域	18,890	19,125	19,258	19,426	19,485	19,598	19,812	19,905	20,520	20,595	20,710	28.9

表 住宅地の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	38,654	39,085	39,474	39,783	39,993	40,257	40,829	41,099	42,742	43,014	43,297	100.0
福岡地域	14,002	14,132	14,295	14,441	14,564	14,684	15,007	15,128	15,693	15,829	15,939	36.8
筑後地域	8,664	8,815	8,891	8,957	8,992	9,049	9,132	9,194	9,664	9,718	9,800	22.6
筑豊地域	6,100	6,121	6,173	6,199	6,183	6,206	6,283	6,312	6,542	6,561	6,590	15.2
北九州地域	9,888	10,017	10,115	10,186	10,254	10,318	10,407	10,465	10,843	10,906	10,968	25.3

表 工業用地の面積の推移

(単位：ha、％)

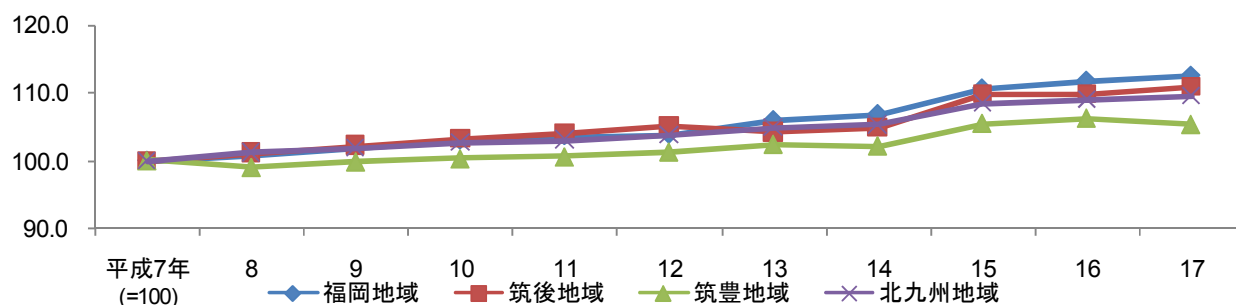
	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	6,164	6,113	6,135	6,119	6,070	5,991	5,975	5,880	5,744	5,753	6,041	100.0
福岡地域	842	848	856	852	845	831	824	823	791	778	807	13.4
筑後地域	893	896	910	916	911	869	879	880	854	842	872	14.4
筑豊地域	896	897	903	888	890	880	850	813	800	796	905	15.0
北九州地域	3,533	3,472	3,466	3,463	3,424	3,411	3,422	3,364	3,299	3,337	3,457	57.2

表 その他の宅地の面積の推移

(単位：ha、％)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	20,145	20,275	20,461	20,766	20,955	21,160	21,283	21,470	22,453	22,574	22,346	100.0
福岡地域	7,925	7,993	8,057	8,166	8,194	8,139	8,321	8,403	8,732	8,869	8,901	39.8
筑後地域	4,298	4,308	4,370	4,434	4,524	4,667	4,436	4,462	4,719	4,672	4,704	21.1
筑豊地域	2,453	2,338	2,357	2,389	2,430	2,485	2,543	2,529	2,624	2,681	2,456	11.0
北九州地域	5,469	5,636	5,677	5,777	5,807	5,869	5,983	6,076	6,378	6,352	6,285	28.1

図 宅地の地域別面積の推移（平成7年＝100）



資料）広域地域振興課調べ

(6)その他

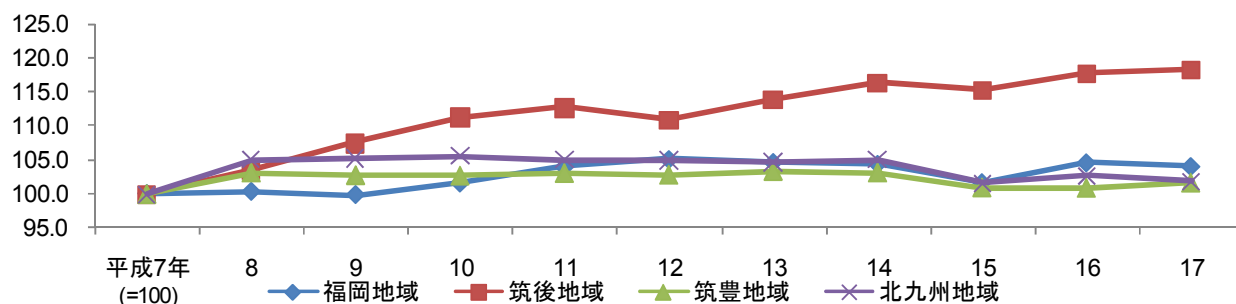
表 その他の面積の推移

(単位：ha、%)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	58,596	60,176	60,499	61,312	61,935	61,905	62,184	62,426	60,991	62,000	61,924	100.0
福岡地域	20,148	20,210	20,114	20,464	20,946	21,174	21,081	21,030	20,473	21,072	20,959	33.8
筑後地域	11,181	11,577	12,017	12,440	12,597	12,398	12,742	13,007	12,893	13,157	13,216	21.3
筑豊地域	12,868	13,262	13,214	13,207	13,255	13,222	13,290	13,264	12,990	12,983	13,078	21.1
北九州地域	14,398	15,126	15,153	15,198	15,137	15,111	15,070	15,124	14,633	14,786	14,670	23.7

注) その他の面積については、四捨五入の関係で計と内訳が一致しないものがある。

図 その他の地域別面積の推移(平成7年=100)



資料) 広域地域振興課調べ

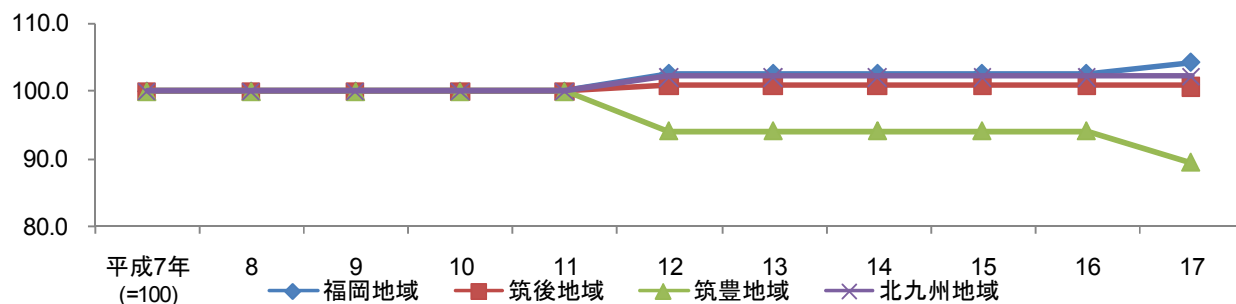
(7)市街地

表 市街地の面積の推移

(単位：ha、%)

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	地域別比率
福岡県計	54,870	54,870	54,870	54,870	54,870	55,735	55,735	55,735	55,735	55,735	55,965	100.0
福岡地域	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	24,525	24,525	24,525	24,525	24,525	24,923	44.5
筑後地域	7,910	7,910	7,910	7,910	7,910	7,973	7,973	7,973	7,973	7,973	7,964	14.2
筑豊地域	3,720	3,720	3,720	3,720	3,720	3,502	3,502	3,502	3,502	3,502	3,327	5.9
北九州地域	19,340	19,340	19,340	19,340	19,340	19,735	19,735	19,735	19,735	19,735	19,751	35.3

図 市街地の地域別面積の推移(平成7年=100)



資料) 広域地域振興課調べ

6 県内の主要経済・産業の指標

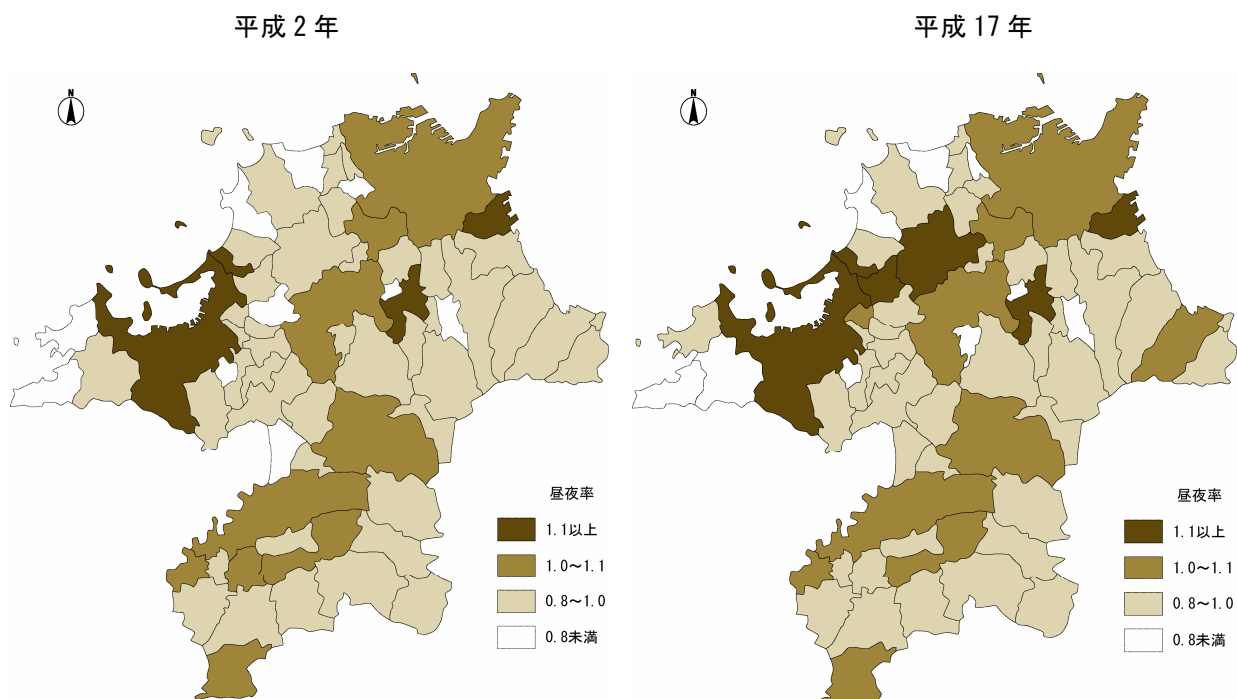
(1)通勤の動向

表 就業者の通勤依存度の変化

		平成2年			平成17年		
		30%以上	20%以上	10%以上	30%以上	20%以上	10%以上
福岡地域	福岡市	筑紫野、春日、大野城、大宰府、前原、古賀、那珂川、宇美、篠栗、志免、須恵、新宮、久山、粕屋、福岡、二丈 (16市町)	小郡、宗像、津屋崎、志摩 (4市町)	玄海、筑穂、三輪、夜須 (4町)	筑紫野、春日、大野城、大宰府、前原、古賀、那珂川、宇美、篠栗、志免、須恵、新宮、久山、粕屋、二丈、志摩 (16市町)	小郡、宗像、福津 (3市)	筑穂、筑前 (2町)
	甘木市		三輪 (1町)	朝倉 (1町)			朝倉、筑前、太刀洗 (3町)
	前原市 (前原町)			二丈、志摩 (2町)			二丈、志摩 (2町)
筑後地域	久留米市		北野、三潁、広川 (3町)	八女、筑後、小郡、田主丸、太刀洗、城島、大木 (7市町)		広川 (1町)	うきは、八女、筑後、小郡、太刀洗、大木 (6市町)
	八女市			上陽、立花 (2町)			黒木、上陽、立花、広川 (4町)
	大川市			柳川、城島 (2市町)			大木 (1町)
筑豊地域	飯塚市		稲築、穂波、庄内、潁田 (4町)	山田、小竹、桂川、碓井、嘉穂、筑穂 (6市町)		穂波、庄内、潁田 (3町)	山田、小竹、桂川、稲築、碓井、嘉穂、筑穂 (7市町)
	田川市		香春、糸田、川崎、大任、赤 (5町)	添田、金田、赤池、方城 (4町)		香春、糸田、川崎、大任 (4町)	添田、金田、赤池、方城、赤 (5町)
	直方市			小竹、宮田、赤池 (3町)			小竹、鞍手、宮田、赤池 (4町)
北九州地域	北九州市	中間、水巻、岡垣、遠賀 (4市町)	芦屋、苅田 (2町)	直方、行橋、宗像、鞍手、香春、犀川、勝山、豊津、椎田、築城 (10市町)	中間、芦屋、水巻、遠賀 (4市町)	岡垣、苅田 (2町)	直方、行橋、鞍手、香春、犀川、勝山、豊津、築城 (8市町)
	行橋市		豊津 (1町)	犀川、勝山、築城 (3町)		豊津 (1町)	苅田、犀川、勝山、椎田、築城 (5町)
	豊前市			吉富、新吉富、大平 (3町村)			吉富、新吉富、大平 (3町村)
	苅田町			行橋、勝山 (2市町)			行橋、勝山、豊津 (3市町)

資料) 総務省「国勢調査報告」

図 昼夜間人口比率の変化



資料) 総務省「国勢調査報告」

(2)市町村内総生産

表 産業別市町村内総生産の推移

(単位：億円)

	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	(控除) 帰属利子等
平成8年度	177,087	1,903	44,559	137,763	7,137
9年度	180,114	1,730	44,009	141,294	6,919
10年度	179,843	1,796	41,735	142,584	6,271
11年度	175,131	1,619	39,611	139,872	5,971
12年度	177,885	1,625	40,625	141,689	6,054
13年度	174,869	1,577	37,316	142,994	7,018
14年度	173,173	1,524	36,887	142,096	7,333
15年度	175,225	1,489	37,182	143,320	6,766
16年度	175,754	1,585	36,177	144,004	6,012

資料) 福岡県「市町村民経済計算」

(3)産業大分類にみた事業所数・従業者数

表 産業別事業所数と従業者数

産業大分類	事業所数			従業者数(人)		
	平成18年	平成13年	増減率	平成18年	平成13年	増減率
全産業	224,954	242,596	▲ 7.3	2,216,448	2,255,314	▲ 1.7
農業	380	356	6.7	4,508	4,796	▲ 6.0
農林漁業	423	408	3.7	4,943	5,406	▲ 8.6
林業	31	37	▲ 16.2	188	282	▲ 33.3
漁業	12	15	▲ 20.0	247	328	▲ 24.7
鉱業	62	71	▲ 12.7	696	955	▲ 27.1
建設業	20,149	22,486	▲ 10.4	163,042	195,108	▲ 16.4
製造業	12,260	14,642	▲ 16.3	252,755	279,830	▲ 9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	416	442	▲ 5.9	11,399	12,486	▲ 8.7
情報通信業	2,335	2,427	▲ 3.8	56,930	48,399	17.6
運輸業	5,495	5,915	▲ 7.1	120,745	125,714	▲ 4.0
卸売・小売業	68,597	76,427	▲ 10.2	525,895	565,553	▲ 7.0
金融・保険業	3,709	4,400	▲ 15.7	55,185	64,457	▲ 14.4
不動産業	11,605	12,741	▲ 8.9	38,430	37,973	1.2
飲食店、宿泊業	29,640	32,793	▲ 9.6	184,933	195,080	▲ 5.2
医療、福祉	14,849	12,782	16.2	256,183	209,789	22.1
教育、学習支援業	8,153	8,461	▲ 3.6	110,980	107,256	3.5
複合サービス事業	1,671	1,851	▲ 9.7	22,209	23,902	▲ 7.1
サービス業(他に分類されないもの)	44,405	45,308	▲ 2.0	339,216	312,066	8.7
公務(他に分類されないもの)	1,185	1,442	▲ 17.8	72,907	71,340	2.2

資料) 総務省「事業所・企業統計調査」

(4)製造業

表 産業別製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等

産業中分類	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額等(億円)		
	平成18年	平成14年	増減率	平成18年	平成14年	増減率	平成18年	平成14年	増減率
製造業計	6,620	7,511	▲ 11.9	221,693	227,572	▲ 2.6	81,598	69,820	16.9
食料品製造業	1,086	1,238	▲ 12.3	41,194	45,898	▲ 10.2	7,653	8,030	▲ 4.7
飲料・たばこ・飼料製造業	173	174	▲ 0.6	3,656	3,878	▲ 5.7	6,477	4,847	33.6
繊維工業	88	98	▲ 10.2	1,420	1,307	8.6	246	176	39.6
衣服・その他の繊維製品製造業	294	361	▲ 18.6	5,709	7,380	▲ 22.6	384	497	▲ 22.8
木材・木製品製造業	343	447	▲ 23.3	4,151	5,363	▲ 22.6	608	803	▲ 24.2
家具・装備品製造業	500	653	▲ 23.4	6,924	8,869	▲ 21.9	1,027	1,318	▲ 22.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	150	167	▲ 10.2	3,985	4,467	▲ 10.8	740	827	▲ 10.5
印刷・同関連業	490	612	▲ 19.9	13,675	14,150	▲ 3.4	2,416	2,573	▲ 6.1
化学工業	121	130	▲ 6.9	7,105	7,842	▲ 9.4	4,935	4,120	19.8
石油製品・石炭製品製造業	39	42	▲ 7.1	785	734	6.9	605	376	60.8
プラスチック製品製造業	269	286	▲ 5.9	10,009	8,856	13.0	2,019	1,520	32.8
ゴム製品製造業	53	62	▲ 14.5	5,497	5,801	▲ 5.2	1,767	1,512	16.8
なめし革・同製品・毛皮製造業	14	20	▲ 30.0	268	302	▲ 11.3	31	19	67.2
窯業・土石製品製造業	398	452	▲ 11.9	12,694	15,976	▲ 20.5	3,309	3,432	▲ 3.6
鉄鋼業	169	166	1.8	11,027	10,478	5.2	8,772	5,284	66.0
非鉄金属製造業	42	45	▲ 6.7	2,295	2,394	▲ 4.1	969	586	65.3
金属製品製造業	871	954	▲ 8.7	20,141	19,677	2.4	4,107	4,316	▲ 4.9
一般機械器具製造業	725	709	2.3	22,971	20,642	11.3	5,853	4,252	37.7
電気機械器具製造業	238	272	▲ 12.5	12,837	12,765	0.6	2,934	2,308	27.1
情報通信機械器具製造業	15	25	▲ 40.0	696	1,615	▲ 56.9	136	615	▲ 78.0
電子部品・デバイス製造業	57	56	1.8	9,919	9,712	2.1	4,133	4,354	▲ 5.1
輸送用機械器具製造業	147	135	8.9	20,246	14,812	36.7	21,790	17,432	25.0
精密機械器具製造業	33	36	▲ 8.3	1,011	967	4.6	145	116	24.9
その他の製造業	305	371	▲ 17.8	3,478	3,687	▲ 5.7	542	507	7.0

資料) 経済産業省「工業統計調査」

(5)商業

表 産業別商業の事業所数、従業者数、年間商品販売額

	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(億円)		
	平成16年	平成11年	増減率	平成16年	平成11年	増減率	平成16年	平成11年	増減率
合計	69,401	76,217	▲ 8.9	499,221	541,281	▲ 7.8	216,901	266,485	▲ 18.6
卸売業計	16,716	18,692	▲ 10.6	172,705	206,617	▲ 16.4	163,612	210,402	▲ 22.2
各種商品卸売業	56	79	▲ 29.1	757	1,462	▲ 48.2	6,447	11,837	▲ 45.5
繊維・衣服等卸売業	1,168	1,332	▲ 12.3	11,882	15,614	▲ 23.9	5,124	7,468	▲ 31.4
飲食料品卸売業	3,263	3,659	▲ 10.8	40,491	46,081	▲ 12.1	39,815	48,410	▲ 17.8
建材・鉱物・金属材料等卸売業	3,769	4,097	▲ 8.0	31,834	35,614	▲ 10.6	41,246	45,957	▲ 10.3
機械器具卸売業	4,484	4,943	▲ 9.3	45,541	55,770	▲ 18.3	38,009	54,655	▲ 30.5
その他の卸売業	3,976	4,582	▲ 13.2	42,200	52,076	▲ 19.0	32,971	42,075	▲ 21.6
小売業計	52,685	57,525	▲ 8.4	326,516	334,664	▲ 2.4	53,289	56,083	▲ 5.0
各種商品小売業	176	274	▲ 35.8	18,159	21,032	▲ 13.7	6,679	7,467	▲ 10.6
繊維・衣服・身の回り品小売業	7,671	8,108	▲ 5.4	31,272	32,463	▲ 3.7	4,450	5,309	▲ 16.2
飲食料品小売業	19,902	20,741	▲ 4.0	138,226	132,816	4.1	17,764	17,389	2.2
自動車・自転車小売業	3,394	3,441	▲ 1.4	20,848	22,531	▲ 7.5	6,106	6,391	▲ 4.5
家具・じゅう器・機械器具小売業	4,536	5,133	▲ 11.6	22,368	25,492	▲ 12.3	4,686	5,378	▲ 12.9
その他の小売業	17,006	19,828	▲ 14.2	95,643	100,330	▲ 4.7	13,605	14,148	▲ 3.8

資料) 経済産業省「商業統計」

(6)農業

表 生産品目別にみた農業産出額の推移 (単位: 億円)

	計	米	野菜	果実	畜産	その他
平成3年	2,562	566	697	280	537	482
8年	2,645	702	712	307	377	547
13年	2,344	483	681	257	381	542
18年	2,116	363	637	213	370	533

資料) 九州農政局福岡農政事務所「農林水産統計」

表 農家戸数、農業従業者数の推移

	農家戸数	農業従業者数
平成2年	102,598	234,456
7年	90,267	198,226
12年	81,849	186,400
17年	74,976	152,789

資料) 農林水産省「農林業センサス」

7 第4 地域別の措置の具体例

(1)福岡地域

項目	措置の具体例
1 地域整備施策の推進 (1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策	○ 九州大学学術研究都市構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上 ○ 九州国立博物館の交流拠点化の推進 ○ アジアビジネス特区などを活用した企業の集積
(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策	○ 「シリコンシーベルト福岡プロジェクト」の推進 ○ 「福岡水素戦略（Hy-Life プロジェクト）」の推進 ○ 新たなロボット産業の創出 ○ 自動車関連産業の集積と工業団地の新規開発の促進
(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策	○ 福岡空港の整備と周辺環境対策の促進 ○ 博多港の整備と機能の拡充 ○ 九州新幹線の開通に向けた博多駅周辺地域の整備の促進 ○ 北九州福岡道路の計画路線格上げ ○ 西九州自動車道の整備の促進 ○ 基幹道路網の整備（一般国道3号（博多バイパス）、202号（福岡外環状道路）など） ○ 福岡都市高速道路5号線の建設の促進
(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策	○ 旧西鉄宮地岳線新宮駅以北区間における地域活性化策の検討 ○ 1次産品のブランド化の促進（「福岡のかき」など） ○ 大宰府跡、大野城跡、水城跡などの特別史跡の整備の促進
2 県土の保全と安全性の確保	
(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策	○ 都市基幹河川改修事業の推進（那珂川、多々良川など） ○ 五ヶ山ダム、小石原川ダム及び大山ダムの建設の促進
(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策	○ 西鉄天神大牟田線雑餉隈駅周辺及び春日原駅から下大利駅間における連続立体交差事業の推進
3 環境の保全と美しい県土の形成	
(1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策	○ 福岡導水の安全性の向上と広域利水の促進 ○ 北部福岡緊急連絡管の整備
(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策	○ 都市近郊の森林の整備と適切な維持・管理
4 土地の有効利用の促進	
(1) 都市部の整備に関する施策	○ 中心市街地における街なか居住及び大規模集客施設の立地誘導の促進並びに商店街の活性化の推進
(2) 農山漁村部の整備に関する施策	○ 都市近郊型農業の振興と都市との交流
(3) 産業用地の整備に関する施策	○ 工業団地の造成の促進と新たな企業の立地の促進

(2)筑後地域

項目	措置の具体例
1 地域整備施策の推進	
(1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策	○ 久留米アジアバイオ特区などを活用したバイオ産業拠点の形成 ○ オフィスアルカディア構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上
(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策	○ バイオテクノロジーを核とした新産業の創出と関連企業・研究機関の集積を図る「福岡バイオバレープロジェクト」の推進 ○ 自動車関連産業の集積と工業団地の新規開発の促進
(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策	○ 九州新幹線の開通に向けた沿線地域の整備の促進 ○ 三池港の整備と機能の拡充 ○ 有明海沿岸道路の建設の促進 ○ 基幹道路網の整備（一般国道210号（浮羽バイパス）など） ○ 西鉄天神大牟田線の複線化の促進
(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策	○ 筑後ネットワーク田園都市圏構想の推進 ○ 福岡・筑後活力コリドー構想の推進 ○ 久留米地方拠点都市地域整備構想の推進 ○ 1次製品のブランド化の促進（「あまおう」など）
2 県土の保全と安全性の確保	
(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策	○ 小石原川ダム及び大山ダムの建設の促進 ○ 筑後川水系の河川改修と筑後川の適切な水管理の促進 ○ 池町川床上浸水対策緊急特別事業の推進 ○ 広域河川改修事業の推進（沖端川、塩塚川など）
(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策	
3 環境の保全と美しい県土の形成	
(1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策	○ 大牟田エコタウン「ゼロエミッション（ごみゼロ）構想」の推進
(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策	○ 広域的な景観の保全・整備のルールづくりや景観モデル地区の形成の促進 ○ 筑後広域公園の整備の推進 ○ 自然とふれあえる場としての森林の整備
4 土地の有効利用の促進	
(1) 都市部の整備に関する施策	○ 中心市街地における街なか居住及び大規模集客施設の立地誘導の促進並びに商店街の活性化の推進
(2) 農山漁村部の整備に関する施策	○ 有明海の水産資源の回復による漁業の振興と海域環境の保全・改善の推進 ○ 意欲的で産地をリードする農業者への支援と実需者ニーズに対応した品質の確保 ○ 筑後平野南部地域の機能が低下した農業用施設の総合的な整備の推進 ○ 林業生産基盤と定住環境の一層の充実
(3) 産業用地の整備に関する施策	○ 久留米リサーチ・パークや大牟田テクノパークへの企業誘致 ○ 工業団地の造成の促進と新たな企業の立地の促進

(3)筑豊地域

項目	措置の具体例
1 地域整備施策の推進 (1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策	○ 各大学との連携による学術研究機能の高度化と拠点性の向上 ○ 飯塚アジアIT特区などを活用したITビジネス拠点の形成
(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策	○ 自動車関連産業の集積と工業団地の新規開発の促進 ○ 「シリコンシーベルト福岡プロジェクト」の推進 ○ 直鞍産業振興センター（アドックス福岡）、e-ZUKAトライバレーセンター、たがわ情報センターの活用
(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策	○ 基幹道路網の整備（地域活性化インターチェンジ、一般国道200号（片島交差点）、322号（香春大任、山田バイパス）など）
(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策	○ 総合福祉系大学である福岡県立大学の活用による豊かな地域社会の実現 ○ 福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想（植木メカトロビジネスタウン拠点地区、感田東流通・定住拠点地区）の推進 ○ 多様な観光資源のネットワーク化などを通じた観光の振興と他地域との交流の促進 ○ 花き類のブランド化の促進（「トルコギキョウ」など）
2 県土の保全と安全性の確保 (1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策	○ 伊良原ダムの建設の促進 ○ 姿川床上浸水対策特別緊急事業の推進
(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策	
3 環境の保全と美しい県土の形成 (1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策	○ 遠賀川下流、中流の流域下水道と明星寺川雨水流域下水道の整備
(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策	
4 土地の有効利用の促進 (1) 都市部の整備に関する施策	○ 中心市街地における街なか居住及び大規模集客施設の立地誘導の促進並びに商店街の活性化の推進
(2) 農山漁村部の整備に関する施策	○ 特長ある米づくりの推進、直売所を核とした消費者との交流など筑豊農業の活性化 ○ 遠賀川上流の森林の多面的機能の強化と森林の管理水準の一層の向上
(3) 産業用地の整備に関する施策	○ 工業団地の造成の促進と新たな企業の立地の促進

(4)北九州地域

項目	措置の具体例
1 地域整備施策の推進 (1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策	○ 北九州学術研究都市整備構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上 ○ 北九州市国際物流特区を活用した産業の集積、港湾の国際競争力の強化と地域経済の活性化
(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策	○ 自動車関連産業の集積と工業団地の新規開発の促進 ○ 新たなロボット産業の創出 ○ 「福岡水素戦略（Hy-Life プロジェクト）」の推進 ○ 「シリコンシーベルト福岡プロジェクト」の推進
(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策	○ 北九州港の整備と機能の拡充 ○ 東九州自動車道の整備促進 ○ 北九州空港の機能の拡充 ○ 苅田港の整備と機能の拡充 ○ 下関北九州道路（関門海峡道路）と北九州福岡道路の計画路線格上げ ○ 基幹道路網の整備（一般国道3号（黒崎バイパス）、201号（行橋インター関連）など）
(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策	○ 京築連帯アメニティ都市圏構想の推進 ○ 福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想の推進 ○ 1次製品のブランド化の促進（「合馬たけのこ」など）
2 県土の保全と安全性の確保 (1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策	○ 伊良原ダムの建設の促進 ○ 広域河川改修事業、都市基幹河川改修事業の推進（長峽川、曲川など）
(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策	
3 環境の保全と美しい県土の形成 (1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策	○ 北九州エコタウン事業の推進による環境リサイクル産業の集積促進 ○ 北部福岡緊急連絡管の整備
(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策	○ 都市近郊の森林の整備と適切な維持・管理 ○ 郷土の水辺整備事業の推進
4 土地の有効利用の促進 (1) 都市部の整備に関する施策	○ 中心市街地における街なか居住及び大規模集客施設の立地誘導の促進並びに商店街の活性化の推進
(2) 農山漁村部の整備に関する施策	○ 生産基盤の整備及び営農集団の育成など生産体制の強化 ○ 林業生産基盤の一層の充実
(3) 産業用地の整備に関する施策	○ 工業団地の造成の促進と新たな企業の立地の促進

8 福岡県国土利用計画（第四次）の策定経緯

年月日	策定経緯
平成19年1月26日	福岡県土地利用調整会議幹事会 「福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針及び福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）（案）作成要領」について調整
平成19年1月30日	第11期第3回福岡県国土利用計画審議会 「福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針」について諮問・答申
平成19年2月7日	「福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針及び福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）（案）作成要領」について決定
平成19年2月16日	県議会総務企画委員会 「福岡県国土利用計画（第三次）の改定について」報告
平成19年4月4日	平成19年度国土利用計画市町村事務担当者説明会 「市町村における国土利用のあり方に関するアンケート」「福岡県国土利用計画（第三次）の改定のための利用区分別面積の将来目標値等に関する調査」実施
平成19年5月7日	福岡県国土利用計画審議会特別委員会設置
平成19年5月15日	第1回福岡県国土利用計画審議会特別委員会 「福岡県国土利用計画（第三次）の改定について」「次期国土利用計画の構成案について」審議
平成19年6月19日	第11期第4回福岡県国土利用計画審議会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成19年6月21日	福岡県土地利用調整会議研究班（計画部会） 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」調整
平成19年7月11日	福岡県土地利用調整会議研究班（計画部会） 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」庁内関係課意見照会
平成19年8月3日	第2回福岡県国土利用計画審議会特別委員会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成19年8月14日	福岡県土地利用調整会議研究班（計画部会） 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」庁内関係課意見照会
平成19年8月23日	福岡県土地利用調整会議研究班（計画部会） 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標に係る推計について」調整
平成19年8月29日	第11期第5回福岡県国土利用計画審議会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成19年9月18日	第3回福岡県国土利用計画審議会特別委員会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成19年10月11日	福岡県土地利用調整会議幹事会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」調整
平成19年12月21日	国土利用計画市町村説明会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」調整
平成20年1月30日	第12期第1回福岡県国土利用計画審議会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成20年3月21日	第4回福岡県国土利用計画審議会特別委員会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」最終審議
平成20年4月3日	平成20年度国土利用計画法市町村事務担当者説明会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」調整結果報告
平成20年5月14日	福岡県国土利用計画審議会特別委員会から調査審議結果を報告
平成20年7月4日	国土利用計画（全国計画）閣議決定
平成20年8月19日	第12期第2回福岡県国土利用計画審議会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」審議
平成20年8月28日	福岡県土地利用調整会議幹事会 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の素案について」調整
平成20年9月25日	国土利用計画法市町村担当者会議 「福岡県国土利用計画（第4次）（仮称）の原案について」意見照会
平成20年9月30日 ～平成20年11月5日	国本省・地方支分部局との意見交換
平成20年11月18日	福岡県土地利用調整会議幹事会 「福岡県国土利用計画（第四次）及び土地利用調整会議の開催について」調整
平成20年11月27日	福岡県土地利用調整会議 「福岡県国土利用計画（第四次）の策定について」調整

年月日	策定経緯
平成20年12月1日	第12期第3回福岡県国土利用計画審議会
平成20年12月12日	「福岡県国土利用計画(第四次)について」「パブリックコメントの実施について」審議 県議会総務企画地域振興委員会
平成20年12月16日 ～平成21年1月5日	「福岡県国土利用計画(第四次)の策定について」報告 パブリックコメント実施
平成21年1月27日	第12期第4回福岡県国土利用計画審議会
平成21年2月24日	「福岡県国土利用計画(第四次)(案)について」意見聴取・答申
平成21年3月23日	2月定例県議会に「福岡県国土利用計画(第四次)(案)」議案提出
平成21年3月26日	県議会総務企画地域振興委員会において「福岡県国土利用計画(第四次)(案)」を審議 県議会において議決、同日決定

9 福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針

国土利用計画法第7条の規定に基づく、福岡県国土利用計画(第三次)(以下「県計画」という。)の改定のための基本方針を次のとおり定める。

1 県計画改定の趣旨

福岡県の国土利用計画は、土地基本法（平成元年法律第84号）第6条にいう地方公共団体の責務として、また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを目的として策定するものである。

今回の改定は、国土総合開発法から国土形成計画法への改正に伴い、新たな全国の国土利用計画が策定されること、及び現行計画策定後の経済・社会情勢の変動により、土地利用の在り方が大きく変わってきたことに対応することを目的として改定するものである。

2 計画の名称

福岡県国土利用計画(第4次)(仮称)（以下「第4次県計画」という。）とする。

3 計画の性格

第4次県計画は、総合的かつ計画的な県土の利用に関する長期構想であって、国土利用計画(市町村計画)及び福岡県土地利用基本計画の基本となるとともに、県土の利用に関する行政の指針、県土利用についての各種計画の基本となるものである。

4 計画の期間

平成16年を基準年次とし、平成29年を目標年次とする。

5 計画の内容

第4次県計画は、法施行令第1条の規定により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県土の利用に関する基本構想

法第2条の基本理念に即して、県土利用の基本方針及び県土の利用目的に応じた別表1の区分ごとの県土利用の基本方向を明らかにする。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1)の県土の利用に関する基本構想に即して、平成29年における県土の利用目的に応じた区分ごとの目標面積を示すとともに、別表2の4地域を基本とした目標年次における規模の目標の地域別の概要を示す。

(3) 目標を達成するために必要な措置の概要

(1)及び(2)に掲げる目標を達成するため、土地利用上必要とされる保全、転換及び有効利用等に関する措置について、その概要を明らかにする。

6 策定体制等

第4次県計画は、企画振興部が庁内関係部局(行政委員会を含む。)の協力を得て、その作成に当たるものとする。

なお、その作成に当たっては、関係機関等の意向を十分に反映するため、次のような措置をとる。

(1) 福岡県土地利用調整会議における調整

第4次県計画の作成に必要な事項についての調査・調整は、福岡県土地利用調整会議の幹事会において行い、その最終的な庁内調整は、福岡県土地利用調整会議において行う。

(2) 福岡県国土利用計画審議会の特別委員会の設置

福岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)に県計画の改定に係る事項について専門的意見を聴取するため、会長の指名する委員をもって構成する特別委員会を設置する。

(3) 市町村長の意向の反映

法第7条第4項の規定に基づく第4次県計画への市町村長の意向の反映のため、担当省会議の開催など必要な措置をとる。

7 市町村長及び審議会の意見の聴取並びに県議会の議決

法第7条第3項の規定により、市町村長及び審議会の意見を聴取するとともに、県議会の議決を経て定めるものとする。

8 策定スケジュール

省略

別表1

福岡県国土利用計画における利用区分

利用区分	
1 農用地	6 宅地
(1)農地	(1)住宅地
(2)採草放牧地	(2)工業団地
2 森林	(3)その他の宅地
3 原野	7 その他
4 水面・河川・水路	市街地
5 道路	

別表2

福岡県国土利用計画の地域区分

地域名	地域内市郡名					
福岡地域	福岡市	筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	
	太宰府市	前原市	古賀市	福津市	朝倉市	
	筑紫郡	糟屋郡	朝倉郡	糸島郡		
筑後地域	大牟田市	久留米市	柳川市	八女市	筑後市	
	大川市	小郡市	うきは市	みやま市	三井郡	
	三潆郡	八女郡				
筑豊地域	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	
	鞍手郡	嘉穂郡	田川郡			
北九州地域	北九州市	行橋市	豊前市	中間市	遠賀郡	
	京都郡	築上郡				

10 福岡県国土利用計画（第4次：仮称）（案）作成要領

第1 目的

この要領は、福岡県国土利用計画（第三次）改定基本方針に基づき、福岡県国土利用計画（第4次：仮称）（案）（以下「第4次県計画（案）」という。）の作成に当たって、その作業の内容及び方法並びに作業体制、作業スケジュールを明らかにすることによって、作成作業が円滑に行われることを目的とする。

第2 作業の内容及び方法

作業の内容及び方法は、次のとおりとする。

1 第4次県計画（案）作成のための基礎調査

(1) 土地利用現況調査

庁内関係部局及び市町村に対して、平成16年を現況として、県土の利用目的に応じた区分ごとの面積及び現状を県全域について調査する。

なお、その際、県全域における平成5年から平成15年まで、及び平成17年の利用区分別面積の推移についても、併せて調査する。

(2) 土地利用に関わる基礎データの収集

土地利用に関する基本構想及び将来目標の調整、決定及び検証の資料とするため、ふくおか新世紀計画の基礎フレーム等土地利用に関連する基礎データを収集する。

(3) 土地利用上の問題点、基本的考え方及び将来目標値等の調査

ア 庁内関係部局等に対する調査

庁内関係部局等に対して、現在における土地利用上の問題点と平成29年の社会・経済情勢等を勘案した基本的考え方を明らかにし、利用区分に関連する各部門における政策目標、各種事業の実施計画及びその実施状況等を踏まえた土地利用の将来目標値、目標達成のための必要な措置等を調査する。

イ 市町村に対する調査

市町村に対して、現在における土地利用上の問題点と平成29年の社会・経済情勢等を勘案した基本的な考え方を明らかにし、市町村の政策目標、各種事業の実施計画及びその実施状況等を踏まえた土地利用の将来目標値を調査する。

(4) 現行の福岡県国土利用計画（第三次）（以下「現行県計画」という。）のフォローアップ調査

ア 庁内関係部局による現行計画のフォローアップ

(ア) 庁内関係部局に対して、現行県計画の利用区分別目標、県土利用に関する基本方針及び必要な措置について、その達成状況及び各施策への反映状況等を調査する。

(イ) 現行県計画策定の際に関係各課から提出された、「福岡県国土利用計画改定のための基礎資料」の中の、目標規模の算出基礎となった計画の実施状況、県土利用の基本的な考え方について、変更の有無等を調査する。

(ウ) 現行県計画の県土利用に関する基本方針、平成17年の目標値と現況の乖離を踏まえて、乖離した理由及び目標達成のために、これからとられる具体的措置について調査する。

イ 市町村による現行県計画のフォローアップ

- (7) 市町村による現行県計画の県土利用に関する基本方針及び必要な措置について、その反映状況等を調査する。
- (4) 現行県計画策定の際に、市町村から提出された「土地利用現況基礎調査資料」の中の土地利用上の問題点について、その後の状況を調査する。

2 第4次県計画（案）の作成

(1) 県土の利用に関する基本構想の作成

上記1の調査等により収集した県土利用に関する問題点、基本的考え方等について総合的に分析、検討し、県土の利用に係る課題等を明らかにするとともに、県土の利用に関する基本構想を作成する。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの将来目標値の設定及びその地域別の概要の作成

(1)の基本構想に即し、上記1の基礎調査の総合的な分析、検討の結果、将来の基本的フレーム及びふくおか新世紀計画等の計画との整合性を図りながら、平成29年の利用区分ごとの将来目標値を示すとともに、その地域別の概要を作成する。

(3) 県土利用の将来目標値等を達成するための必要な措置の概要の作成

(1)の基本構想及び(2)の将来目標値等を達成するため、土地利用上必要とされる保全、転換及び有効利用等に関する政策及び施策について調査検討し、その概要を作成する。

第3 作業体制等及び作業スケジュール

1 作業体制等

第4次県計画（案）は、企画振興部が庁内関係部局（行政委員会を含む。）の協力を得て、その作成に当たるものとする。

なお、その作成に当たっては、関係機関等の意向を十分に反映するため、次のような措置をとる。

(1) 福岡県土地利用調整会議における調整

第4次県計画（案）の作成に必要な事項についての調査・調整は、福岡県土地利用調整会議の幹事会及び幹事会を補助する研究班において行い、その最終的な庁内調整は、福岡県土地利用調整会議において行う。

(2) 福岡県国土利用計画審議会の特別委員会の設置

福岡県国土利用計画審議会に、現行県計画の改定に係る事項について専門的意見を聴取するため、会長の指名する委員をもって構成する特別委員会を設置する。

(3) 市町村長の意向の反映

国土利用計画法第7条第4項の規定に基づく、第4次県計画（案）への市町村長の意向の反映のため、担当者会議の開催など必要な措置をとる。

(4) その他

市町村長及び福岡県国土利用計画審議会の意見等を反映するための措置をとる。

2 作業スケジュール

省略

11 福岡県国土利用計画（第四次）（案）についての意見聴取及び答申

20 広地第5265号

平成21年1月27日

福岡県国土利用計画審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
（企画・地域振興部広域地域振興課）

福岡県国土利用計画（第四次）（案）について（意見聴取）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づき、下記のことについて意見聴取します。

記

福岡県国土利用計画（第四次）（案）

20 土地審議第 4 号

平成 21 年 1 月 27 日

福岡県知事 殿

福岡県国土利用計画審議会
会 長 大 隈 義 和

福岡県国土利用計画（第四次）（案）について（答申）

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 7 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定に基づき、平成 21 年 1 月 27 日 20 広地第 5265 号をもって意見聴取のあった「福岡県国土利用計画（第四次）（案）について」の当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

案のとおり決定することが適当である。

12 関係例規等

(1)国土利用計画法（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第二章 国土利用計画

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

第三章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

- 2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
 - 一 都市地域
 - 二 農業地域
 - 三 森林地域
 - 四 自然公園地域
 - 五 自然保全地域

- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 12 国土交通大臣は、第十項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(2)国土利用計画法施行令（抄）

（全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項）

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の利用に関する基本構想
- 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

（土地利用基本計画）

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に

掲げる地域を定めるものとする。

(3)福岡県国土利用計画審議会条例及び委員名簿

福岡県国土利用計画審議会条例

昭和四十九年十月二十二日

福岡県条例第三十一号

(設置)

第一条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員二十五人以内をもつて組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第三条 前条第一項の委員の任期は、三年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に福岡県国土利用計画地方審議会の委員である者は、その任期が満了するまで、この条例による改正後の福岡県国土利用計画審議会条例の規定による福岡県国土利用計画審議会の委員とする。

福岡県国土利用計画審議会委員名簿

(五十音順)(平成20年8月15日現在)

専門分野	所属(団体)	職名	氏名	備考
防災	西南学院大学	人間科学部教授	磯 望	
交通問題	福岡大学	工学部教授	井上 信昭	
言論	(株)西日本新聞社	編集局地域報道センター部長	井上 裕之	
都市問題	(株)大貝環境計画研究所	代表取締役	大貝 知子	
法律	九州大学(保健医療経営大学)	名誉教授(教授)	大隈 義和	会長
自然保護	福岡工業大学	工学部教授	大崎 知恵	
地域開発	九州女子大学	家政学部教授	岡 俊江	
都市問題	シルバーライフ研究所	代表	齊藤 幸代	
地方行財政	福岡県市長会	飯塚市長	齊藤 守史	
地方行財政	福岡県町村会	みやこ町長	白石 春夫	
森林	福岡県森林組合連合会	副会長	中村 晴男	
商工業	福岡県商工会議所連合会	専務理事	橋本 洸	
農業	福岡県農業協同組合中央会	専務理事	林 達也	
水問題	九州大学	大学院工学研究院准教授	広城 吉成	
文教	(財)アジア女性交流・研究フォーラム	会長	三隅 佳子	
土地問題	(社)福岡県不動産鑑定士協会	元会長	安木 徳男	
社会福祉	西南学院大学	人間科学部准教授	山本 裕子	

(4)福岡県国土利用計画審議会特別委員会設置要領及び委員名簿

福岡県国土利用計画審議会特別委員会設置要領

(趣旨)

- 第1条 この規定は、福岡県国土利用計画審議会条例（昭和49年福岡県条例第31号）第2項第4項及び第6条の規定に基づき、福岡県国土利用計画審議会特別委員会（以下「特別委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 特別委員会は、福岡県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の会長が指名する委員で組織する。

2. 特別委員会に、座長を置き、特別委員会に属する委員の互選によって、これを定める。
3. 座長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を審議会に報告する。
4. 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

第3条 座長は、特別委員会の会議を招集する。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、座長が特別委員会に諮って定める。

附則

この要領は、昭和59年8月2日から施行する。

附則

この要領は、平成13年2月7日から施行する。

福岡県国土利用計画審議会特別委員会 委員名簿

(五十音順)(平成19年5月15日現在)

氏 名	所 属	職 名	備考
出口 敦	九州大学大学院人間環境学研究院	教授	
中村 晴男	福岡県森林組合連合会	副会長	
西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科・工学部都市工学科	教授	座長
松田 美幸	学校法人麻生塾法人本部	ディレクター	
安河内 毅	福岡県農業協同組合中央会	専務理事	
横川 洋	九州大学大学院農学研究院	教授	
吉田 正宇	財団法人日本不動産研究所	顧問	

13 福岡県国土利用計画（第四次）の用語解説

『県土の利用区分及びその定義』

【農用地】

農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。

(1)農地

耕作の目的に供される土地であつて畦畔を含む。

(2)採草放牧地

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。

【森林】

国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。

(1)国有林

- ・林野庁所管国有林

国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。

- ・官行造林地

旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。

- ・その他省庁所管国有林

林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。

(2)民有林

森林法第2条第1項に定める森林であつて同法同条第3項に定める民有林。

【原野】

「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。

【水面・河川・水路】

(1)水面

湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。

(2)河川

河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。

(3)水路

農業用排水路。

【道路】

一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。

(1)一般道路

道路法第2条第1項に定める道路。

(2)農道

農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。

(3)林道

国有林林道及び民有林林道。

【宅地】

建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。

(1)住宅地

「固定資産の価格等の概要調査」の評価総地積の住宅用地と、非課税地積のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。

(2)工業用地

「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。

(3)その他の宅地

(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。

【その他】

国土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

【市街地】

国勢調査による「人口集中地区」である。

『あ行』

【上野焼】

田川郡福智町にある 400 年の歴史を有する窯元。昭和 58 年には国の伝統的工芸品の指定を受けた。400 年の伝統と歴史の中で、現代の感覚を取り入れ洗練された優美な作品に数多くの特色を発揮している。

【アジア交流広域都市圏】

平成 18 年 6 月 20 日に、本県、北九州市、福岡市が、国土形成計画（全国計画）策定にあたり、国へ提言を行った考え方。「成長するアジア」と交流する広域都市圏の実現を目指したもの。ここでは、3つのアジア交流軸を示して、3つの軸が交わる最重要な機能拠点地域としての北部九州圏の発展力を次の 5つの拠点形成で図るとしている。

（アジア交流軸）

・環黄海交流軸

九州・山口と韓国・中国東北部から華東にかけての地域を結ぶ交流軸

・北東アジア交流軸

ロシア東部、中国東北部、モンゴルにかけての交流軸

・東南アジア交流軸

九州から南西諸島にかけての地域と中国華南地方、東南アジアを結ぶ交流軸

（拠点）

- ・国連機関をはじめとする関係機関を集約・強化するとともに、知的センターを誘致するなど、北部九州圏にアジアの都市・環境問題に関する研究・開発・国際協力拠点を形成する。
- ・北部九州圏は、恵まれた知的ストックと附属する人材育成機能が高く、ソフト系 IT、半導体設計、デザイン・コンテンツ、ものづくりの企業集積を有し、互いに連携する動きも見られる。県域を越えた自動車産業の展開も併せると、アジアとの近接性も有し、地域的、能力的にポテンシャルが高いことから、地域ブロックのみならず、我が国における産業集積拠点として成長の軸を構築する。
- ・北部九州圏の 2 港湾・博多港と北九州港は、アジアとの地理的近接性を活かし、地理的条件という絶対的な優位性

を持つ北部九州圏をアジア連携のための戦略的物流結節拠点として充実させる。

- ・北部九州圏には九州大学や北九州学術研究都市の大学群等、大学が集積している。戦略分野における知的集積のみならず、北部九州は、アジアに関する全般的な知の拠点として発展する可能性を秘めていることから、学術集積拠点を形成する。
- ・アジアの経済成長に伴う所得向上により、アジアスケールの大交流時代となり、国境を越えて人々の生活を豊かにする交流が進展している。アジアスケールの大交流を支えるためにも、北九州空港や福岡空港の機能強化を図るとともに、アジアの人々の文化・生活を豊かにする人的交流・情報交流拠点として、更にはアジアへの文化、生活創造拠点として、北部九州圏において国境を越えた生活・文化圏形成を推進する。

【あんしん住替え情報バンク】

福岡県を中心とした公的な機関のバックアップにより運営されているもの。住み替えに関する様々な相談を受け、適切な住まいに関する情報提供を行うために、関係団体と連携を図っている。さらに、住替えバンクの趣旨に賛同し協力する宅地建物取引業者を「協力事業者」として登録し、実際の不動産売却などに際して、この協力事業者を紹介できる体制を整えている。

【飯塚アジア IT 特区】

福岡県が申請主体で、飯塚市の全域を区域とするもの。飯塚市を中心に産学官で取り組む「飯塚トライバレー構想」の推進にあたって、IT分野における外国人研究者の受け入れや産学連携推進等に関する規制の特例を活用し、IT関連の内外企業の集積を加速化することにより、アジアにおけるITビジネスの拠点を形成するものである。

【e-ZUKAトライバレーセンター】

飯塚市幸袋にある飯塚リサーチパーク内に設置されているもの。飯塚市に集積している大学や民間の研究機関、産業支援機関などと連携して、この地から新しい産業・ビジネスを起こそうと考えている方々に低廉な価格で貸し出し、起業や研究開発を行っていただくための施設である。飯塚市が新産業創出のまちづくりに果敢にチャレンジする意味をこめて、施設の名前を『TRY VALLEY』センターと名づけた。

【伊都キャンパス】

九州大学は、「時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続ける開かれた大学の構築」、「それに相応しい研究・教育拠点の創造」をコンセプトに、箱崎地区、六本松地区、原町地区のキャンパスを統合移転し、福岡市西区元岡・桑原地区、前原市、志摩町にまたがる新キャンパス(伊都キャンパス)を建設している。2005年(平成17年)10月には移転を開始し、工学系の活動が展開している。糸島半島の豊かな自然と都市近郊にある利便性を活かし、産官学の連携によって整備される学術研究都市の核として、新キャンパス(伊都キャンパス)が稼働している。

【インフラ】

生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。

【営農集団】

集落営農組織の別称。

「経営主体としての実体を有する集落営農組織」とは、基本的には特定農業団体(基盤強化法第23条第4項)の要件を備えた組織のことをいい、具体的には次の要件を満たしている組織のこと。

- 1 農作業を受託する組織であること
5年後に、集落営農組織が地域の農地の相当部分(3分の2以上)を受託することを目標とするもの。
- 2 規約が作成されていること

[1] 代表者、[2] 構成員の加入及び脱退、[3] 総会の議決事項・方法、[4] 農用地や農業用機械等の利用及び管理等に関する事項等を定めた組織の規約を作成するもの。

3 一元的な経理を行っていること

構成員全員で費用を共同負担（資材の一括購入等）するとともに、利益を配分（組織名で出荷・販売し、労賃等を配分）するなど、集落の経理を一括して行うもの。

4 中心となる者の目標農業所得額が定められ、かつその額が法人化後に一定水準以上の額を満たす計画であること
組織の運営の中心となる者（主たる従事者）が目標とする農業所得額が定められており、かつ、その額が、市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であることが必要である。

5 農業生産法人化計画を有すること

将来法人化する計画（農業生産法人となる予定時期、そのために行う先進事例の調査や研修会の開催、設立準備会や発起人会の設立などの計画）を作成するもの。

【沿岸域】

海岸線を挟む陸域及び海域。

【オープンスペース】

公園、道路、河川、立ち入りが可能な空地等をいう。

【大牟田エコタウン】

エコタウン事業は、「ゼロ・エミッション構想」（ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想）を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9年度に創設された制度である。大牟田市は、平成9年度に、具体的な環境・リサイクル産業創出の基本的枠組みを定めた「大牟田市中核的拠点整備実施計画」を策定し、さらに、この計画をもとに福岡県をはじめとする関係機関の協力も得ながら「大牟田エコタウンプラン」の策定を進め、平成10年7月に全国で5番目のエコタウン地域として、厚生省（当時）と通商産業省（当時）から共同で承認を受けた。

【大牟田テクノパーク】

大牟田市四箇新町に独立行政法人中小企業基盤整備機構が造成した内陸型産業団地。規模は65.4haで、うち工場用地は41.7haである。

【オフィシャルカディア】

国は、大都市圏に集中しているオフィス、研究施設などを地方に分散し、地方都市発展のためのオフィス団地を整備する事業として、久留米市をはじめ、全国の27地区を「オフィス・アルカディア」に指定して快適でゆとりと豊かさに満ちた業務拠点地区の形成をめざしている。足腰の強い地域経済を形成し、多様な就業の場を創造するために、久留米市街地から北に2kmの位置にある宮ノ陣に「地方拠点法」に基づく事業として「オフィス・アルカディア」が整備されている。域内には、健康管理をサポートする古賀病院21や、気軽に温水プール、フィットネスルームを利用できる久留米赤十字会館があり、また、近くには久留米リサーチパークや福岡県工業技術センターなどの研究機関があるなど魅力的な環境を提供している。

『か行』

【海域環境】

海域における流動や水質などを指す。

【開発許可制度】

都市計画区域において災害の防止及び環境の整備を図るため、宅地開発に当たり必要な規制と指導を行うとともに、乱開発を防止することを目的として、都市計画法で定める制度。

【河川改修事業】

河川整備の基本理念として、「安全な暮らしの確保」「自然と水循環の保全」「豊かな地域との調和」を掲げ、「災害に強い川づくり」など4つの基本方針に基づき、河川改修に関わる施策事業を実施している。県で実施する施策事業としては、広域（基幹・一般）河川改修事業をはじめとして13事業がある。

【環境産業】

環境関連法が整備されることで急速に市場が拡大してきた。また、環境対応をビジネスチャンスと捉えて行動する企業が数多く出現してきている。特に1990年代後半から急速に市場拡大してきたもので、公害防止、廃棄物処理・リサイクル、土壌改良、環境コンサルティングなどが拡大基調にある。我が国の環境産業の市場規模は、2000年で約48兆円と推計され、2010年における市場規模は約67兆円に拡大するものと予測される。雇用規模についても、2000年の約136万人から2010年には約170万人になるものと予測される。この推計結果には、環境調和型製品の市場の拡大など動脈産業のグリーン化等の効果が完全には加味されておらず、今後それらの分野での積極的な取組みにより、環境産業の市場規模・雇用規模はこれより相当大きなものとなることが期待される。

【環境負荷】

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境基本法では環境への負荷と呼ぶ。

【監視区域】

国土利用計画法第27条の6により、都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、指定することができるもの。監視区域に所在する土地について、都道府県の規則で定める面積以上の土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。（事前届出制）なお、現在、県内で監視区域に指定されている地域はない。

【関門海峡道路】

新たな幹線道路ネットワークとして多様な目的での活用が期待されており、平成10年3月に閣議決定された新しい全国総合開発計画において「構想を進める」と位置付けられている。計画する区域については、下関市彦島迫町～北九州市小倉北区西港町付近を結ぶ区画が望ましいとされており、構造は橋梁形式が有力となっている。

【北九州エコタウン事業】

北九州市は、平成9年7月「北九州エコタウンプラン」の策定、国の承認（平成14年9月、平成16年10月エコタウンプラン変更承認）を受け、環境・リサイクル産業の振興を柱とする「北九州エコタウンプラン（経済産業省と環境省の承認）」を策定し、北九州市全域において具体的な事業に着手している。事業の推進にあたっては、産学官で構成する「北九州市環境産業推進会議」において基本的な取り組みの方向を定め、環境政策と産業振興政策を統合した独自の地域政策を展開している。

【北九州国際物流特区】

北九州市が申請主体で、北九州市の全域を区域とするもの。北九州市は、アジアに近いという地理的優位性や、充実

した社会基盤等を持つ地域である。これらの特色に加え、響灘地区の大水深港湾の整備等と併せて、構造改革特別区域計画における特例措置を活用し、本市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指す。また、ソフト面においても、新産業を支える知的基盤の充実を図るとともに、優秀な IT 技術者を育成することにより、IT 企業進出環境の向上、新産業創出など地域経済の活性化を図り、本地域の更なる発展を目指すものである。

【北九州福岡道路】

区間：福岡県北九州市～福岡県福岡市。計画延長：約 50km。九州の二大中枢都市である北九州都市圏と福岡都市圏の交流・連携強化を図るとともに、両都市圏間の主要幹線道路の交通混雑緩和を図るプロジェクト。また、北部九州の港湾を有機的に連携することにより、国際海上コンテナターミナルとして整備が進められている中枢国際港湾の機能を強化し、物流の効率化を支援するもの。平成 7 年から地域高規格道路候補路線調査を実施しており、現在、経済・社会的基礎データ収集、整備効果・整備手法検討、路線検討など道路機能や必要性等についての検討を行っている。

【旧伊藤伝右衛門邸】

飯塚市幸袋にある、筑豊の著名な炭坑経営者であった伊藤伝右衛門の本邸として明治 30 年代後半に建造されたもの。大正初期、昭和初期に数度の増改築が行われた。高い塀は旧長崎街道に面しており、福岡市天神町にあった別邸（通称銅御殿）から昭和 9 年に移築された長屋門や、伊藤商店の事務所が目进行く。邸宅は南棟（正面）、北棟（庭側）、両者を結ぶ角之間・中之間棟、玄関・食堂棟、繋棟の家屋 5 棟と土蔵 3 棟からなり、池を配した広大な回遊式庭園を持つ近代和風住宅である。

【九州国立博物館】

太宰府市に平成 17 年 10 月 16 日開館。東京、奈良、京都の 3 館に次ぐ 4 番目の国立博物館である。

【九州大学学術研究都市構想】

科学技術基本計画、全国総合開発計画、福岡・佐賀両県のアジアとの連携を強く指向した九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想、そして九州大学の先導的大学改革と新キャンパス転移といった一連の動きを総合的・立体的にとらえ、21 世紀の「知の時代」に相応しい地域の「地の拠点」、「知的クラスター」づくりを目指すもの。福岡市から唐津市に至る玄界灘に面するゾーンを対象エリアとしている。構想の全体像として、「共生社会の実現」「世界・アジアとの交流」「創造性の発揮」「新産業の展開」の 4 つの理念、「知の交流・創造活動を促進する地域科学技術システムの構築」「知・住・悠の舞台となる快適空間の形成」の 2 つの核がある。

【九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）】

九州北部には高次の都市機能や活発な学術研究機関・多様な産業機能の集積があり、我が国の研究開発、国際交流、学術文化の南の拠点として、九州、アジアのリーディングゾーンにふさわしい条件を備えている。

九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）は、「環境・人間・アジア」を基本コンセプトとして、九州北部の 7 つの拠点地域（北九州、宗像、飯塚、福岡、筑紫、久留米・鳥栖、佐賀）が、地域特性を活かして都市機能・学術研究機能・産業機能の高度化を進めることによりそれぞれの拠点性を高めるとともに、各種のプロジェクトごとに相互のネットワーク化を図りながら、九州北部にネットワーク型の文化・学術研究の一大拠点を構築することを目指す構想である。

昭和 62 年に福岡県による構想策定調査が始まり（～平成 2 年）、平成 4 年 8 月に九州北部学術研究ゾーン整備計画が策定され、平成 4 年 9 月には九州北部学術研究都市整備構想推進会議が設立された。平成 5 年 5 月には九州北部学術研究都市整備基本方針が策定されている。

【郷土の水辺整備事業】

県単独の事業である。河川審議会答申の基本方針「生物の多様な生息・生育環境の確保」、「健全な水辺環境の確保」

及び「河川と地域との関係の再構築」を踏まえ、生態系の保全、心地よい景観形成、親水性の確保を行うとともに、人と自然が出会う人里の水辺環境の整備を目的として行うもの。豊前市の「岩岳川郷土の水辺整備事業」などがある。

【居住環境】

住まいのまわりを取り巻く周囲の状態や世界を指す。

【居住ニーズ】

人々の住まいに対する必要。要求。

【拠点】

都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政等）が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所。

【グリーンツーリズム】

農山漁村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を指す。

【久留米アジアバイオ特区】

福岡県、久留米市が申請主体で、久留米市の全域を区域とするもの。久留米市を中心に産学官で取り組む「福岡バイオバレープロジェクト」の推進に当たって、本特区計画におけるバイオ分野における外国人研究者の受入れ促進事業及び情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業等の規制の特例措置を活用し、バイオ関連の研究の高度化、情報・解析サービス産業などに係る人材の育成、バイオベンチャー及び新産業の創出を加速させることを目指す。そして、アジアにおけるバイオ産業の拠点形成を本地域において促進し、バイオ関連の内外企業が集積するビジネス拠点としての地位を確立し、地域の活性化を図る。

【久留米リサーチ・パーク】

久留米市百年公園にある、企業育成支援施設やオープンラボを備えた施設。（株）久留米リサーチ・パークが運営している。

【グローバル化】

世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。

【景観行政団体】

地方自治法第252条の19第1項の指定都市（いわゆる「政令指定都市」）の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（いわゆる「中核市」）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって景観法に定める規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

【景観計画】

景観法第8条に規定されている。

（景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土

地の区域

- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 景観計画において定める主な事項は下記のとおり。
- 一 景観計画の区域
 - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【景観地区】

景観法第61条に規定されている。

第61条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

- 2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項のほか、第1号に掲げる事項を定めるとともに、第2号から第4号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

【景観モデル地区】

歴史的な町並み景観が残る地区や、新規宅地開発などによる新たに良好な景観の形成が求められている地区などがある。そうした特色や固有の課題をもつ地区の中から、モデルとなる地区を指定し、住民参加の下に先駆的に景観づくりに取り組む地区を形成するものである。

【京築連帯アメニティ都市圏構想】

福岡県東部に位置する京築地域の2市5町が「連帯」して、一体的な都市圏としての共通目標の下に、個々の地域資源を活かし、共通資産を形成していく戦略的プロジェクトの推進を通じ、潜在的な「産業の力」「文化の力」「教育の力」を伸ばし、圏域内に蓄積していくことで、大都市圏では成しえないゆとりある居住、レクリエーション、交流、人材育成及び活発な生産活動を促す「アメニティ」を兼備した個性的な都市圏としての発展を目指すもの。平成18年に策定された。

構想に基づく5つの戦略的プロジェクトについては、福岡県知事を会長、京築地域2市5町の首長等を構成員とする「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」を設置し、県地元市町が一体となって推進している。

①「産業の力」向上プロジェクト

- ・農林水産業や、集積が進む自動車産業を中心とした第二次産業など、京築地域の産業力を地域内外に紹介し更に高める取り組み
- ・ものづくりや農林水産業の楽しみを体験し、理解する取り組み 等

②「教育の力」育成プロジェクト

- ・大学等との連携による若者の人材育成プロジェクト
- ・子どもの社会性・自主性を育む社会体験の場の提供 等

③「文化の力」蓄積プロジェクト

- ・京築地域に共通する伝統文化である神楽や食文化など文化的要素を取り入れた「京築文化イベント（仮称）」の実施
- ・神楽等伝統文化の発展継承のための体制づくり 等

④景観活用プロジェクト

- ・京築地域の歴史・文化を活かした交流ルートの開発
- ・まちなか、山間、河川、海岸部の景観保全ルールづくり 等

⑤情報発信プロジェクト

- ・インターネットを活用した情報発信
- ・京築地域のブロードバンド環境整備推進のための研究
- ・紙媒体等既存の情報媒体を活用した情報発信
- ・京築のブランド化を推進するための発信するコンテンツの研究 等

【健全な水循環系】

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態。

【建築協定】

建築基準法により土地所有者が建物の敷地・用途・構造等につき、全員の合意に基づき結ぶ協定であって、市町村が条例で建築協定ができる旨を定めた場合に限られている。

【広域河川改修事業】

河川を総合的に管理することにより、洪水・高潮等による災害の発生を防止し、適正な河川利用や流水の正常な機能の維持を図り、河川流域住民の生命財産と県土を守るもの。県内では、久留米市の「広川（上津荒木川）広域基幹河川改修事業」などがある。

【広域拠点】

一つの市町村を超える広域的で、多様な都市機能が集積し、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている拠点。

【広域利水】

昭和 36 年に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系として指定し、当該地域における水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）を定めることとされている。本県関係では、筑後川水系でフルプランが定められており、平成 19 年 3 月末において完了した事業は、ダム等事業 6 事業及び水路等事業 2 事業の計 8 事業である。また、建設中の事業はダム等事業 3 事業、水路等事業 2 事業及び改築事業 1 事業の計 6 事業である。

【高規格幹線道路】

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。「第三次全国総合開発計画（昭和 52 年 11 月 4 日閣議決定）」では、全国的な幹線交通体系の長期構想として規定の国土開発

幹線自動車道を含め、おおむね 1 万 km 余りで形成される高規格の幹線道路網の必要性が提唱された。

国土交通省においても、第 9 次道路整備五箇年計画期間内（昭和 58 年～62 年）に高規格幹線道路網計画を策定すべく鋭意調査を進めて来た。

これらの経緯を踏まえ、昭和 62 年 6 月 26 日道路審議会答申に基づき 6 月 30 日に国土交通大臣により、従前の国土開発幹線自動車道等(7,600km)及び本州四国連絡道路(180km)並びに、これらと接続し、新たな高規格幹線道路網を構成する路線 6,220km を合わせ 14,000km の高規格幹線道路網が定められた。

【公共関与】

都道府県が廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の最終処分場の施設整備を行うことを指す。

【公共の福祉の優先】

土地は、公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、公共の福祉のため、土地に関する権利に対する制限や土地に関する権利を有する者に対する負担等の公共的な観点からの制約が課されるべきことをいう。

公共の福祉の内容には、土地が自然環境を構成する重要な要素であること等に鑑み、自然環境の保全、公害の防止、国土の保全等も当然含まれるものである。

憲法第 29 条第 2 項は、法律によるものであれば私的財産権の内容或いはその行使について、公共の福祉を理由とする制約を課すことが出来る旨を定めたものと解される。

【耕作放棄地】

過去 1 年以上作付けせず、しかもこの数年間の間に再び作付けする考えがない耕地。

【高収益園芸産地】

地域特性を生かした野菜、花き等の高収益園芸作物の振興を図り、高品質で長期間出荷のできる園芸産地を指す。

【高性能林業機械】

1980 年代後半より北米や北欧、およびオーストリアで使われているような、新しい林業機械が日本国内でも利用されるようになっている。省力化や労働安全性の向上、労働力確保の面から、今後林業の中心となる機械として期待されている。

【耕畜連携】

最近の消費者の安全・安心への関心や、環境に対する意識の高まりつつある中で、耕種農家と畜産農家が連携し、化学肥料の低減や、たい肥による土づくりなど、たい肥の需給を踏まえた家畜排せつ物の地域循環利用（資源循環型農業）を促進するもの。

【交通結節点】

鉄道駅や路面電車等の軌道駅、バスターミナルなどを指す。

【荒廃森林】

長期間手入れがされずに放置され、森林の公益的機能が低下した人工林。

【国土調査】

①地積調査、②土地分類調査、③水調査及び④これら三調査の基礎とするために行う基本調査とから成る調査。国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地積の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和 26 年以来国土調査法に基づいて実施されている。

本調査により得られる成果は、土地利用計画や公共事業を合理的に推進する基礎資料となるとともに、特に地積調査の成果については、登記所に送付され、登記簿の記載が正確なものに修正されることとなっている。

【国土保全機能】

土砂の移動を防止し、洪水の発生を防ぐなど、国土の保全に資する機能をいう。

『さ行』

【サーマルリサイクル（熱回収）】

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【里地里山】

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

【市街化区域内農地】

都市計画法で定める都市計画区域内の市街化区域に存在する農地を指す。

【市街地再開発事業】

都市再開発法第2条に規定されるもので、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法及び都市再開発法（第七章を除く。）で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、第一種市街地再開発事業と第二種市街地再開発事業とに区分される。

【システム L S I】

C P U（中央演算装置）、メモリ（記憶装置）、通信回路などの複数種の半導体を高密度に集積し、特定用途向けに特定のシステムの機能を一つのチップに組み込んだ L S I（Large Scale Integration の略。大規模集積回路）のこと。

【自然エネルギー】

地球環境の物質循環システムへの影響がきわめて少ないエネルギーのことをいう。再生可能エネルギー（Renewable Energy）と同義として扱われることが多い。具体的には太陽光、風力、地熱、バイオマス（生物資源）、水力から得られるエネルギーを指す。

【自然環境保全基礎調査】

自然環境の保全を図るため、自然環境保全法に基づいて国が、実施する基礎的な調査である。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

【自然公園】

自然公園法により、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的として設置されるもの。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

【自然的土地利用】

農地や自然地、公園・緑地としての土地利用を指す。

【市民農園】

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを指す。このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、わが国では、市民農園と呼ばれるほか、レジャー農園、ふれあい農園などいろいろな愛称で呼ばれている。

【住宅地区改良事業】

住宅地区改良法に基づく事業。不良住宅が密集し、防災上、衛生上危険又は有害な状況にある地区に対して、安全で快適な住環境に整備改善し、健康で文化的な生活を営める住宅を建設するものである。

【集約型都市構造（コンパクトシティ）】

都市圏内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるもの。

【集落営農組織】

集落において、共同で農作業を行う組織。次の6つに分類できる。

共同利用型：集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している組織。

作業受託型：集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレータ組織等が利用している組織。

集落一農場型：集落を農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している組織。

担い手委託型：認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている組織。

共同作業型：集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている組織。

土地利用調整型：作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている組織。

【循環型農業】

農業が本来有する自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能）を活かし、家畜排せつ物や稲わらなど地域で発生する有機質資源のたい肥や粗飼料などへの循環利用、農業用資材の循環利用など、化学肥料や化学農薬の使用を低減した安全で質の高い農産物の安定生産及び環境への負荷低減を図る農業生産活動を指す。

【情報インフラ】

情報通信に関する基幹施設を指す。

【シリコンシーベルト福岡プロジェクト】

シリコンシーベルトとは、世界の半導体の約 50%を生産し、約 60%を消費する地域で、情報社会の基盤としての半導体集積回路は基幹産業であり、従来のメモリやマイクロプロセッサ中心の部品産業からシステム L S I を中心とするシステム産業への転換を図るもの。東アジア地域(京畿道（韓国）、九州、上海、新竹（台湾）、香港、シンガポール等を結ぶシリコンシーベルト地帯)における設計開発拠点を構築するプロジェクトを指す。

【森林環境税】

福岡県森林環境税条例に基づく制度。

県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課すもの。

【水源かん養機能】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

【水素エネルギー】

水素を直接燃焼、あるいは燃料電池の燃料として利用することによって得られるエネルギーで、利用時に水しか排出しない究極のエネルギーといわれる。

【生産緑地制度】

生産緑地法に基づき、都市の緑とオープンスペースを確保し、公害・災害の防止と生活環境の悪化の防止などのため、市町村が都市計画で定めるもので、建築物その他の新・増・改築、宅地の造成等が制限される。

【生態系の維持】

生態系とは、自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。また、自然公園法第3条には、生態系の多様性の確保を旨とした施策を講じることが、国及び地方公共団体の責務とされている。

【生物の多様性】

「生物の多様性に関する条約」を語源とする。この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

また、自然公園法第3条には、生物の多様性の確保を旨とした施策を講じることが、国及び地方公共団体の責務と規定されている。

『た行』

【大規模集客施設】

商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設。

【たがわ情報センター】

田川市番田町に設置されているもの。高速の通信回線を使ったインターネットの閲覧、画像の編集や作成など、市民の皆様にパソコンを自由に使用できるスペースや研修室、会議室を備えている。

【多面的機能】

農業や森林が持つ、洪水防止機能や水源かん養機能、土壌侵食防止機能など、国土の保全に不可欠な機能を指す。特に森林の場合は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健・レクリエーション機能などをいう。

【地域活性化インターチェンジ】

地方公共団体が、地方道路公社による一般有料道路制度を活用し、高速自動車国道のインターチェンジ（IC）の整備を行うもの。本制度の創設により地方公共団体の発意に基づき、地域づくり計画と一体的な整備が可能となる。

地域活性化 IC の整備とそれに合わせた地域づくりにより、企業立地をはじめとした地域経済の浮揚や雇用の創出に貢献するほか、新たな市街地等の交通発生源から高速道路へのアクセス性を向上させ、周辺道路の渋滞緩和にも貢献することとなる。本県では、九州縦貫自動車道の筑豊 IC（仮称）、瀬高 IC（仮称）が事業中である。

【地域間交流圏】

一定の範囲の区域を越えて互いに行き来すること。そのエリアを指す。

【地域高規格道路】

地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結等に資する路線を指す。地域高規格道路は、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/h の高速サービスを提供できる道路である。

また、地域高規格道路は、次のいずれかの機能を有する。

1 連携機能

通勤圏の拡大や都市と農山村地域との連帯の強化による地域集積圏の拡大を図る環状・放射道路

2 交流機能

高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活発化を促し地域集積圏間の交流を図る道路

3 連結機能

空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等との連結道路

本県では、大牟田市から佐賀県鹿島市に至る約 55km の有明海沿岸道路がこれに該当し、一般国道 208 号大牟田高田道路、高田大和バイパス、大川バイパスがその一部を構成する区間となっている。

【地域子育て支援拠点】

子育て家庭等に対する子育て不安等についての相談指導、子育て親子の交流の場の提供、子育てサークルの育成・支援及び地域の育児や子育てに関する情報提供等を実施する機関であって、実施主体である市町村が指定した保育所等に設置されている。

【地域森林計画】

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

【地域農業】

広く、各地域で営まれている農業を指す。

【地域防災拠点】

地震による家屋の倒壊などにより、自宅に戻ることができない場合に、身近な市立の小・中学校を震災時避難場所として指定した場所をいう。地域防災拠点には防災備蓄庫の設置が設置されており、防災資機材・食料等の備蓄を行っている。

【地球温暖化防止機能】

地球温暖化とは地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象である。生物圏内の生態系の変化や海面上昇による海岸線の浸食といった、気温上昇に伴う二次的な諸問題まで含めて言われることもある。特に近年観測されている（更に将来的に予想される）20 世紀後半からの温暖化について指すことが多い。現在、温暖化が将来の人類や環境へ与える悪影響を考慮して、さまざまな対策が立てられ、実行され始めている。

地球温暖化への対策は現在、温暖化効果ガスの排出の抑制と、森林整備などによる大気中の二酸化炭素の固定促進を主体として行われている。森林にはその機能があると言われている。

【筑後景観憲章】

筑後ネットワーク田園都市圏構想のプロジェクトの一つである、「風致景観のルールづくり」として、平成 18 年 5 月に筑後の景観づくりの基本理念を制定したもの。

【筑後広域公園】

筑後市及びみやま市の船小屋中の島公園を中心に東西約 4 ㎞にわたって都市計画決定され、平成 17 年から一部供用が開始された。総面積は、大濠公園の約 5 倍の広さとなる 192・6 ㍒（筑後市側＝119・5 ㍒、みやま市側＝73・1 ㍒）で、完成すれば県内で最も広い県営公園となる。矢部川の豊かな自然環境を包み込むように整備される公園は「豊かさを体感できる公園」をメインテーマに「自然」「文化」「生活」「健康」「交流」を基本理念としている。

【筑後ネットワーク田園都市圏構想】

福岡県南部の筑後地域の目指すべき都市像を示した、平成15年3月に策定された「筑後ネットワーク田園都市圏構想」に基づき、以下の4つのプロジェクトを実施している。各取組は、福岡県知事と筑後地域16市町村長等が構成員となって、平成16年5月に設立された筑後田園都市推進評議会が推進している。

- ・筑後チルドレンズ・キャンパスの構築
- ・筑後スローフードフェスタの実施
- ・筑後広域風致景観のルールづくり
- ・地域SNS「ちっごねっと」の開発・運用

【治水安全度】

県内河川（県管理）の想定される洪水に対して、はん濫が生じないように数値化された安全度。

【地方拠点都市地域】

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律（地方拠点法）に基づいて、三大都市圏の既成市街地外の県庁所在地に次ぐ第二、第三の都市を中心に「職・住・遊・学」機能の整備形成を図ろうとする都市地域。単に都市にとどまらず複数の市町村からなる圏域を対象とする。

【中山間地域等直接支払制度】

中山間地域（平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域）の多面的機能を確保するため、集落等で締結した協定に基づいた農業生産活動等に対し、交付金が公布される制度。

【注視区域】

国土利用計画法第27条の3により、都道府県知事が当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域（第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、指定することができるもの。注視区域に所在する土地について、法定面積（市街化区域2,000㎡、市街化調整区域等5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡）以上の土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。（事前届出制）なお、現在、県内で注視区域に指定されている地域はない。

【長伐期林】

通常の主伐林齢（例えばスギ35年、ヒノキ40年程度）の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林。

【直鞍産業振興センター（アドックス福岡）】

「北九州地域基盤の技術産業集積活性化計画」に基づき、本地域に集積している多種多様な産業を支援するための拠点施設として直方市が整備したもの。直鞍地域には、石炭産業に端を発する鑄造・鍛造・製缶を主とした機械金属関連産業から、近年発展の著しいIC関連産業まで幅広い産業集積がある。また、近隣には電子関連機器製造業の集積がある。当センターは、これらの様々な産業集積が持つ相乗効果を最大限に活用することで、新規産業の創出や高付加価値な製品開発等、地域企業の積極的な活動を支援するもの。平成16年度より（財）直鞍情報・産業振興協会が運営している。

【低未利用地】

工場跡地、未利用埋立地等の利用の程度が低いまたは利用されていない土地。

【デバイス】

プリンターなどの周辺機器をはじめとする、コンピュータにつながれた機器の総称。

【電線共同溝】

「ケーブルを入れる箱」の意味で、C・C・BOX とも呼ばれ、電線類のみを「地中」に収容する共同溝を指す。

【投機的取引】

相場の変動によって生ずる差額を利得するために行う売買取引。

【特定工場】

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条において定義されており、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 ばい煙（大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙をいう。）を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの（「ばい煙発生施設」）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの
- 二 汚水又は廃液（水質汚濁防止法第2条第2項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。）を排出する施設で政令で定めるもの（「汚水等排出施設」）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（「騒音発生施設」）が設置されている工場のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの
- 四 特定粉じん（大気汚染防止法第2条第9項に規定する特定粉じんをいう。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの（「特定粉じん発生施設」）が設置されている工場（第一号に掲げるものを除く。）
- 五 一般粉じん（大気汚染防止法第2条第9項に規定する一般粉じんをいう。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの（「一般粉じん発生施設」）が設置されている工場（第一号及び前号に掲げるものを除く。）
- 六 著しい振動を発生する施設で政令で定めるもの（「振動発生施設」）が設置されている工場のうち、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの
- 七 ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシシン類をいう。）を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの（「ダイオキシシン類発生施設」）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

【特定農業法人】

農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人を指す。（農業経営基盤促進法第23条第4項）

【特別史跡】

史跡とは、歴史上の事件に関係のある場所・建物やその遺構のことであり、史跡の現状変更や保存に影響が出る開発などの行為は、文化庁長官の許可が必要である。史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるものは特別史跡に指定される。

【都市機能】

都市が持つ様々な機能すなわち、生産活動、輸送・交通活動、行政・管理活動、文化活動、居住等の人間の活動を効率よく、合理的に遂行させる機能。特に、金融、国際交流、情報発信、対事業所サービス、商業、業務管理、研究開発、教育、工業、文化活動などの機能は、都市を特徴づける機能となっている。

【都市基幹河川改修事業】

人口集中が著しい大都市地域における都市河川を対象に、洪水や高潮による被害を防止し、豊かな生活環境を創造するための河川改修事業。県内では、福岡市の「多々良川都市基幹河川改修事業」などがある。

【都市近郊型農業】

大都市の周辺で行われる農業である。都市へ出荷することを目的に、野菜や花などの商品作物を栽培する。

【都市公園】

都市公園法第2条に規定されており、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものである。

一 都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

【都心回帰】

高度成長期以降、地方から大都市圏への急激な人口流入によって地価が急騰した事、都心周辺の交通事情や衛生環境が急速に悪化して都市公害と指摘されるほどになった事などから、郊外に「庭付き・一戸建て」を手に入れることが人々の憧れとなった。このため都心部の人口は一貫して減少し、一方で郊外の人口は爆発的に増えることになり、郊外化、ドーナツ化現象等と呼ばれてきた。しかしバブル崩壊以降の地価下落、企業・行政の遊休地放出、不良債権処理に伴う土地の処分、超高層マンションの定着などによって都心での不動産取得が容易になったこと、都心の利点が見直されてきたことによって都心部で人口が増加に転じてきた。

【土地基本調査】

我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため、土地基本法に基づき行われる全国の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査である。本調査により、全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況、土地所有者の属性、土地取得時期や所得方法等が明らかにされている。

【土地利用基本計画】

国土利用計画法第9条の規定により、都道府県に策定が義務づけられているものである。地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能している。

【土地利用の不可逆性】

土地利用の転換に伴い、例えば、表土をはぎ、コンクリートで被覆したり、山を削り宅地を造成するといった行為により、一旦、別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻ることが困難になること。

『な行』

【ナノテクノロジー（ナノテク）】

ナノとは、10億分の1を表す単位。ナノスケールで原子・分子を操作・制御し、ナノサイズ特有の物質特性等を利用して新しい機能、優れた特性を引き出す技術。

【二地域居住】

都市住民が年間で1か月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在するもの。

【担い手】

農林業の経営体という側面と、農業労働に従事する者という側面とがある。

【農業経営基盤強化促進事業】

農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものであり、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとされる。

【農業振興地域制度】

農業振興地域の整備に関する法律第6条に規定されている。

(農業振興地域の指定)

第6条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

【農業生産基盤】

食を支える農業の生産基盤である農地と用排水施設を指す。

【農業生産法人】

農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人を指す。農業生産法人は、農業経営を行うため、農地を買ったり借りたりすることができる。法人には、農事組合法人(2号法人)並びに会社法人(有限、合名、合資、株式[株式譲渡制限のあるもの])がある。

【農業用施設】

農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定される、耕作又は養畜の業務のために必要な施設を指す。

【農業用排水路】

農業用の水路を指す。わが国には、約400,000kmにも及ぶ農業用排水路があり、そこは多くの生物の生活の場となるとともに、生態系のネットワークを形成している。このうち、基幹的農業用排水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路を指す。

【農村地域工業等導入地区】

農村地域工業等導入促進法に基づき、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的として定められる地区。

【農地転用許可制度】

農地を農地以外のものにすること。農地法第4条及び第5条に転用に関する規定が定められている。

『は行』

【パーク・アンド・ライド】

最寄り駅まで自動車でアクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。クルマを使う時間が減るので、環境にやさしく、郊外で電車にのりかえるため、渋滞のイライラを感じることなく、時間どおりに目的地まで行くことができる。

【バイオ】

biotechnology の略。生体または生体の機能を工業的に利用・模倣する技術。

【バイオクラスター】

バイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積。福岡バイオバレープロジェクトは、県南の中核都市である久留米市を中心に推進するもので、平成16年4月には、バイオベンチャーや研究開発プロジェクトの受け皿として利用できる「福岡バイオインキュベーションセンター」を設置し、平成19年4月には、全国初のバイオ専用貸工場「福岡バイオファクトリー」を設置している。久留米市を中心に、これまでに78社のバイオベンチャーが設立されるとともに、研究支援、ビジネス支援体制の整備などが高く評価され、日経バイオビジネス誌で全国バイオクラスター36カ所中4位に選ばれるなど、日本有数のバイオクラスターに成長している。

【バイオマス】

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことを指す。

【廃棄物処理施設】

廃棄物処理法第2条において、廃棄物は一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）及び産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等）に分類され、これらの廃棄物を処理する施設を指す。一般廃棄物処理施設は、法第8条で設置には知事の許可を要する。産業廃棄物処理は、法第11条で事業者が行うものとされており、その処理は法第12条によることとなっている。

【バリアフリー歩行空間】

歩道幅幅や路面の平坦化や交差点（歩車道境界）の段差解消、点字ブロックの設置など、バリア（障害）をなくして、誰もが安全に活動できる歩道空間の整備を図ること。

【ヒートアイランド現象】

都市中心部が郊外に比して数℃も気温が上昇する現象。

【漂着ゴミ】

海流によって海岸に流れ着いたゴミを指す。

【ふくおか iDC（インターネットデータセンター）】

世界へ向けたコンテンツの集積拠点として設置されている。免震構造や、生体認証装置等、最先端の設備とセキュリティ環境を備えた施設で、多くのコンテンツ事業者の集積拠点として機能しており、さらに ISP の集積による I X の機能も持っている。

【福岡アジアビジネス特区】

福岡県、福岡市が国に申請し、福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）を区域とするもの。地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れ

や産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進するものである。

【福岡県美しいまちづくり基本方針】

美しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、個性豊かで、美しく、誇りを持って次の世代に継承することができる県土の保全、整備及び創造を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的として、平成12年に福岡県美しいまちづくり条例が制定されており、第7条で知事が基本方針において、美しいまちづくりに関する目標等の事項を定めることとされている。

【福岡県大規模集客施設の立地ビジョン】

平成19年に福岡県が策定した、大規模集客施設の適正立地に関する基本的な考え方を示したもの。

【福岡県耐震改修促進計画】

耐震改修促進法の規定により、国が定める基本方針に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を始めとした事項について定めるもの。

【福岡県福祉のまちづくり条例】

高齢者、障害者等をはじめとする、すべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に、自らの意志で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに向けて、平成11年4月から全面施行されたもの。条例は、県、市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、不特定かつ多数のものが利用する病院・劇場・集会場・物販店舗等の建築物、公共輸送車両等施設、道路、公園等のまちづくり施設について高齢者等が利用しやすい整備を図ることとしている。

【福岡コンテンツ産業拠点推進会議】

コンテンツ（映像、ゲーム、WEB等インターネット関連の媒体を指す）の制作・流通・資金供給・教育関係の企業・団体・機関が連携し、「コンテンツ産業の拠点”福岡”」を目指して、人材育成、ビジネス機会の拡大、拠点性の発信、会員間の連携・交流などの事業を行うための推進組織として、平成18年3月に設置されたもの。

【福岡水素エネルギー戦略会議】

水素利用技術の研究開発で世界を先導する九州大学の知的資源、九大新キャンパス（伊都キャンパス）や北九州エコタウンなどを使った実証試験場、北九州の製鉄所等から発生する大量の副生水素など福岡の強みを活かして水素エネルギー社会の実現を目指す推進組織。平成16年8月に設立され、全国の先進的な水素関連企業をはじめ会員数475企業・機関（平成20年8月末現在）を擁する全国最大の組織。これまでに全国唯一の水素関連人材育成や産業技術総合研究所「水素材料先端科学研究センター」の伊都キャンパス設置など多くの成果を上げてきた。20年2月からは、研究開発・社会実証・水素人材育成・世界最先端の水素情報拠点の構築・水素エネルギー新産業の育成、集積を柱とする「福岡水素戦略（Hy-Life プロジェクト）」を展開している。

【福岡・筑後活力コリドー（回廊）構想】

筑後田園都市圏構想と並んで、ふくおか新世紀計画に位置づけられている。豊かな自然や文化、歴史、多様な産業の集積、個性ある都市群、さらには九州のクロスポイントに位置するという地域特性を踏まえ、多様な産業の展開や佐賀県との連携による150万田園都市圏の形成などを図るとともに、福岡地域との間で交通軸や情報軸を整備し、両地域の連携強化による活力コリドーを形成することによって、新たな活力圏を創出するものである。

【福岡のかき】

福岡県農産物ブランド化推進協議会で選ばれた「福岡ブランド農産物」のひとつ。甘柿日本一の産地からお届けする柿は赤みがあるのが特徴で、その代表選手が「富有柿」である。

【複層林】

樹冠層を2層（二段林）又は3層以上（多段林）持つもの、あるいは段階的な樹冠層を形づくらず各林木の樹冠が連続的であるもの（択伐林型）等の総称。

【ブランド化】

消費者に「特定の事業者によって売られているモノ・サービス」だと認識させる名前・言葉・デザイン・シンボルやその他の特徴を付けることを指す。

【ブロードバンド】

高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や、FWA、IMT-2000といった無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドである。

【保安林】

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

【北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想】

平成18年8月に、平成21年度を目標年次とする新構想として打ち出したもの。北部九州における自動車の150万台生産に加え、地元調達率70%、アジアの最先端拠点、次世代のクルマ開発拠点の4つを目標に一層の集積、拠点化を進めるもの。

【北部福岡緊急連絡管】

福岡県西方沖地震のような自然災害及び施設事故等に対する危機管理対策のため、北九州市と福岡都市圏を緊急連絡管で結び、緊急時に水道水を相互融通することで、安全で安心なライフラインの確保を図るもの。事業期間は平成18年度～平成21年度。

【ほ場整備】

ほ場整備とは、生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行うもの。

【ポテンシャル】

可能性として持っている能力。潜在的な力。

『ま行』

【街なか】

多様なサービスが集積し、自家用車に過度に依存しなくても暮らせる定住の場であり、地域の伝統・歴史を継承し、文化や雇用等を創出する場。

【街なみ環境整備事業】

生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図るもの。

【木材等生産機能】

森林の有する木材、その他特用林産物を生産する機能。

『や行』

【矢部川流域景観テーマ協定】

「筑後景観憲章」のもと、地域団体・NPO、流域市町村、県、国の関係機関等が共通認識をもち、パートナーシップによる魅力的な景観づくりを実現するために、広域景観の先行モデルとして取り組んできたもの。平成19年5月に筑後田園都市推進評議会総会で決議承認されたもの。

【優良農用地】

農用地とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地を指す（農業振興地域の整備に関する法律第3条）。優良農用地とは、このうち、とりわけ、上記の目的に適合する土地を指す。

【ユニバーサルデザイン】

障害者や高齢者なども含め、誰にでも使いやすい形に設計すること。

【用途地域】

都市計画法第8条に規定される地域地区（ちいきちく）の1つ。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われる。

『ら行』

【ライフライン】

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワーク・システム。

【リサイクル技術】

資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用するための技術を指す。

【リサイクル産業】

リサイクル技術を有する産業を指す。

【立体交差化】

鉄道と幹線道路が交差する鉄道区間において、踏切道を除却して立体交差化する事業を指す。立体交差には、一定区間の鉄道を連続的に高架化したり地下化する事業と、道路を高架化したり地下化することで個別に立体化する事業がある。

【流域】

ある川が降水を集めている範囲。また、川の流れに沿った兩岸の地域。

【流域下水道】

2市町村以上の区域の下水を排除し処理する下水道で、汚水幹線管渠・中継ポンプ場及び終末処理場の部分をいう。なお、管理主体は原則として都道府県。

【緑地協定】

都市緑地保全法により、都市計画区域内の一段の土地や道路の沿線、河川の堤防等に樹木を植えて、都市の緑化を促進するための協定で、土地の所有者、道路、河川等の隣接地の所有者により締結される。

【ロボット産業振興会議】

産業界、大学等及び行政並びにロボットに関心のある者が緊密に連携して、ロボットに係る研究開発を促進し、新技

術の開発及び新産業の創出を推進することを目的として、平成15年に設立されたもの。振興会議は、この目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ロボット産業振興に係る事業の企画及び推進
- (2) その他振興会議の目的を達成するために必要な事業

振興会議の会員は、振興会議の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) ロボット関連の研究開発・製造に関する企業
- (2) ロボット関連の研究・教育を行う大学等関係者
- (3) その他第2条の目的に賛同する法人及び行政機関並びに個人

14 国土利用計画（全国計画）

平成20年7月4日 閣議決定

前文

この計画は、国土利用計画法第5条の規定に基づき、全国の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「全国計画」という。）であり、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、国土の利用に関しては国の計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるものである。

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

ア 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

イ 今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(ア) 人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、総世帯数の増加や大都市圏などにおける人口増加にともなう土地需要が当面みられるものの、全体としては市街化圧力が更に弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。都市内においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。経済社会諸活動については、東アジアの急速な経済成長、情報通信技術の発達、新産業分野の成長などが見通され、各地の成長力や競争力の強化につながることも期待される。

したがって、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き国土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 他方、近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向や、大規模地震・津波の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、農山漁村における国土資源の管理水準の低下、都市化の一層の進展や高齢化、過疎化にともなう地域コミュニティの弱体化なども懸念される中、国土の安全性に対する要請が高まっている。また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大にともなって生じる諸問題、東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりや我が国の消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処するため、循環と共生を重視した国土利用を基本とすることが重要になっている。さらに、美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみ景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する国民志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美（うるわ）しくゆとりある国土利用を更に進めていくことが求められている。

このような国民的要請にこたえる国土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。

(ウ) これに加え、国土の有効利用や質的向上を図るに当たっては、次のような状況を踏まえる必要がある。まず、国民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものととらえて快適性や安全

性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がみられる。また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

また、このような土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっている。

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に国土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。

ウ このため、本計画における課題は、限られた国土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、国土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を国土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、国土利用の質的向上を図ること、さらに、これらを含め国土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で国土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な国土管理」を行うことである。

このような持続可能な国土管理という課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、国土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

（ア）土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地の形成圧力が更に弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

（イ）国土利用の質的向上に関しては、国土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美しくゆとりある国土利用といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

安全で安心できる国土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な国土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候

変動の影響への適応も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ国土保全機能の向上等を図ることにより、地域レベルから国土構造レベルまでのそれぞれの段階で国土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

循環と共生を重視した国土利用の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と国土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、原生的な自然地域等を核として国境を越えた視点や生態的なまとまりを考慮したエコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった国土利用を進める必要がある。

美しくゆとりある国土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりや「ランドスケープ」ととらえ、それが良好な状態にあることを国土の美（うるわ）しさと呼ぶこととし、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイラインの保全、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる国土利用や循環と共生を重視した国土利用も含めて総合的に国土利用の質を高めていく必要がある。

(ウ) 国土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で国土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、国土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

(エ) これらの課題への対処に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、国土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、海洋利用と国土利用とが相互に及ぼす影響についても考慮していくことが重要である。

さらに、国や都道府県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な国土管理への参加や、地元農産品の購入や募金等間接的に国土管理につながる取組などにより、国民一人一人が国土管理の一翼を担う動き、すなわち「国土の国民的経営」を促進していく必要がある。

エ 今後の国土利用に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況を十分に踏まえる必要がある。

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の国土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別

の国土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

市街地（人口集中地区）については、人口減少、高齢化の進展等の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発、地下空間の活用等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した国土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

特に、引き続き人口の増加や産業の集積が見込まれる都市については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な国民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。また、あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、国土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあつては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、国土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、同観点から都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

利用区分別の国土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心な国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美（うるわ）しくゆとりある国土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

ア 農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、国内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。また、不断の良好な管理を通じて国土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図る。

イ 森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を楽しむことができるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を

図る。

エ 水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。また、農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な国土利用を図る。特に大都市地域においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

キ 工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化、情報化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場移転、業種転換等にもなう生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

ク その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ケ 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

コ レクリエーション用地については、国民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

サ 低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図り、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

シ 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、国土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成 29 年とし、基準年次は平成 16 年とする。

イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 29 年において、それぞれおよそ 1 億 2,400 万人、およそ 5,000 万世帯と想定する。

ウ 国土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の国土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 国土の利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万 ha, %)

	平成 16 年	平成 29 年	構 成 比	
			16 年	29 年
農 用 地	480	458	12.7	12.1
農 地	471	450	12.5	11.9
採草放牧地	8	8	0.2	0.2
森 林	2,510	2,510	66.4	66.4
原 野	28	27	0.7	0.7
水面・河川・水路	133	135	3.5	3.6
道 路	132	139	3.5	3.7
宅 地	184	192	4.9	5.1
住 宅 地	111	114	2.9	3.0
工業用地	16	17	0.4	0.4
その他の宅地	57	61	1.5	1.6
そ の 他	312	318	8.3	8.4
合 計	3,779	3,780	100.0	100.0
市 街 地	126	126	—	—

注（１）平成 16 年の地目別区分は、国土交通省調べによる。

（２）道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

（３）市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成 16 年欄の市街地面積は、平成 17 年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫及び奈良の11都府県をいう。）及び地方圏（三大都市圏以外の36道県をいう。）とする。

（注） 地域の区分については、三大都市圏は、東京都区部、名古屋市及び大阪市・京都市・神戸市を中心とする圏域の広がりとの関連でとらえることのできる土地利用の動向等を考慮して、都道府県を単位として区分した。地方圏は、それ以外の道県とした。

ウ 計画の目標年次、基準年次、国土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（1）に準ずるものとする。平成29年における三大都市圏の人口はおよそ6,400万人程度、地方圏の人口はおよそ6,000万人程度を前提とする。

エ 平成29年における国土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

（ア）農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、国内の農業生産力の維持強化を図ることとし、全体として減少するものの、三大都市圏においては58万ha、地方圏においては400万ha程度となる。

（イ）森林については、適切な整備と保全を図ることとし、三大都市圏においては317万ha、地方圏においては2,193万ha程度となる。

（ウ）原野については、地方圏において27万ha程度となる。

（エ）水面・河川・水路については、三大都市圏において20万ha、地方圏において115万ha程度となる。

（オ）道路については、三大都市圏において29万ha、地方圏において110万ha程度となる。

（カ）宅地のうち、住宅地は、我が国の世帯数の伸びが鈍化することを踏まえ、三大都市圏において39万ha、地方圏において75万ha程度となる。

工業用地については、三大都市圏において6万ha、地方圏において11万ha程度となる。

その他の宅地については、三大都市圏において19万ha、地方圏において43万ha程度となる。

（キ）その他については、三大都市圏において49万ha、地方圏において269万ha程度となる。

（ク）市街地の面積については、人口減少となるものの、市街地への人口流入が継続することを見越し、三大都市圏において65万ha、地方圏において61万ha程度となる。

（ケ）上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「安全で安心できる国土利用」、「循環と共生を重視した国土利用」、「美しくゆとりある国土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画及び都道府県計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

また、地域の実情に即した新たな都道府県計画及び市町村計画の策定と運用に資するため、住民参加の手法や即地的な情報の活用といった地域の取組事例に係る情報の共有や調査研究等を促進する。

(3) 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、国土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、大都市、地方都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 国土の保全と安全性の確保

ア 国土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・豪雪・高潮、火山噴火及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備を推進する。また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。その際、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに

に、森林管理への国民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

ウ 国土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散等を図る。また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した国土利用への誘導、国土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

(5) 環境の保全と美しい国土の形成

ア 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、大都市におけるヒートアイランド現象の改善を推進するため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの面的導入、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組み、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

エ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

オ 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、

行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

カ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

キ 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

ク 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序

な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山漁村における混住化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度的的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

エ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に資する。

オ 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進やニュータウンの再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じ

て、持続的な利用を図る。また、主として大都市地域においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

カ 工業用地については、グローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のもの等の有効利用の促進を図る。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、国土の有効利用並びに国土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には国土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

ク 都市環境、防災面等に配慮しつつ、河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備、市街地における地下空間の活用など複合的な土地利用を図る。

ケ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう、誘導する。あわせて、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。特に大都市地域等の市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。

(8) 国土の国民的経営の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして国土の管理に参加することにより、国土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な国土の利用に資する効果が期待できる。このため、国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく、「国土の国民的経営」の取組を推進する。

(9) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、土地基本調

査、自然環境保全基礎調査等国土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。さらに、国民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(10) 指標の活用

持続可能な国土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の国土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。

15 平成21年2月定例県議会総務企画地域振興委員会で第58号議案（福岡県国土利用計画（第四次）の決定について）に対して付された附帯決議

第58号議案に対する附帯決議

福岡県国土利用計画（第四次）の推進に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 今後は、県土利用のさらなる質的向上に際して、内需拡大の視点に配慮し、多様な業種の企業の育成を図り、さらに農林水産業や地場産業、伝統産業など地域密着型の産業振興に積極的に取り組むこと。